

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和3年6月16日（水曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後2時28分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 雲坂 衛 副委員長 勝田 鮮二 委 員 荻野 正己 前田 伸一 岡田 信俊 太田 縁 山田 延孝 吉田 博幸		
欠席委員	なし		
委員外議員	金田 靖典 岩永 安子		
事務局職員	局長補佐 米田亜希子 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	<p>【水道局】</p> 水道事業管理者 武田 行雄 副 局 長 西垣 昭宏 次長兼経営企画課長 中島 憲啓 次長兼工務課長 寸村 忠良 次長兼総務課長 川戸 敏幸 総務課課長補佐 長石 和久 総務課財務係長 横原 慎吾 総 務 課 主 幹 竹田美智子 経営企画課課長補佐 青木 達矢 経営企画課広報係長 前田 恵一 資産管理課長 福本 優 資産管理課課長補佐 桑村 紀幸 料 金 課 長 渡辺 寛存 料金課課長補佐 佐々木 基 給水維持課長 西平 修一 給水維持課課長補佐 木本 裕治 工務課課長補佐 谷口 洋一 浄 水 課 長 八木谷義人 浄水課水質検査室長 大島 徳明 浄水課課長補佐 谷口 吉朗 南地域水道事務所長 楮原 昌宏 南地域水道事務所長補佐 小谷 淳 西地域水道事務所長 中村 賢司 西地域水道事務所長補佐 末石 匡昭 <p>【下水道部】</p> 下 水 道 部 長 高木 要輔 次長兼下水道企画課長 山根 陽一 下水道企画課課長補佐 松尾 一繁 下水道企画課財務係長 遠藤 幸二 下水道企画課主査 湯谷 真裕 下水道企画課下水道管理室長 敦賀 裕貴 下水道企画課下水道管理室主査 田中 裕史 下水道経営課長 太田 潤一 下水道経営課課長補佐 本村 裕司 下水道建設課長 河田 耕一 下水道建設課課長補佐 福山あゆみ 下水道建設課主査 吉村 幸治 下水道建設課建設第二係長 井上 幸一		

	<p>【都市整備部】</p> <p>都市整備部長 岡 和弘 次長兼都市企画課長 永井 利幸 都市企画課課長補佐 増田 泰則 交通政策課長 小森 毅彦 交通政策課課長補佐 筒井 真二 中心市街地整備課長 有本 公博 中心市街地整備課課長補佐 雁長 徹 次長兼都市環境課長 稲干 典史 都市環境課課長補佐 藪下 昇 道路課長 田村 温 道路課課長補佐 田中 和人 次長兼建築指導課長 尾坂 和昭 建築指導課参事 山田 泰弘 建築指導課課長補佐 森田 健 建築住宅課長 太田 忠孝 建築住宅課課長補佐 大角真一郎 建築住宅課課長補佐 山崎 修 鳥取南地域工事事務所長 長石 良幸 次長兼鳥取西地域工事事務所長 牧野 隆史</p>
傍 聴 者	5人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

【水道局】

◆雲坂 衛委員長 皆様、おはようございます。

少し早いようですけれども、ただいまから建設水道委員会を開催いたします。

まず、本日の日程でございますが、初めに、水道局から報告を受け、その後、下水道部の報告、都市整備部の議案説明、報告と進めてまいります。

それでは、水道事業管理者に御挨拶いただいた後、人事異動で執行部も替わられておりますので、執行部の皆様には、自己紹介をいただきたいと思います。その後、報告に入りたいと思います。武田水道事業管理者。

○武田行雄水道事業管理者 はい。おはようございます。水道局でございます。ただいま雲坂委員長から御案内がありましたように、本日、水道局に関しましては、報告が1件と、その他ということで、新型コロナウイルス感染症による水道料金の有収水量等への影響について報告させていただきます。

繰越しの報告でございますけれども、一般会計は、2月議会で繰越明許費についての議案というものがございまして、企業会計は、そういう手続はありませんので、いきなり、この令和3年度になりましてからの、この議会に対して、計算書で報告すると、こういうルールとなっております。したがって、本日は、その報告でございます。よろしく願いいたします。

○西垣 昭宏副局長 自己紹介でございます。この4月に人事異動した職員のうち、今回初めてとなる職員のみ自己紹介をさせていただきます。

○福本 優資産管理課長 おはようございます。資産管理課長の福本といいます。よろしく願いいたします。

- 桑村紀幸資産管理課課長補佐 おはようございます。資産管理課課長補佐の桑村と申します。よろしく申し上げます。
- 青木達矢経営企画課課長補佐 失礼します。経営企画課の課長補佐の青木と申します。よろしく申し上げます。
- 大島徳明浄水課水質検査室長 おはようございます。浄水課水質検査室長の大島と申します。よろしく申し上げます。
- 八木谷義人浄水課長 おはようございます。浄水課長の八木谷と申します。よろしく申し上げます。
- 長石和久総務課課長補佐 おはようございます。総務課課長補佐の長石と申します。よろしく申し上げます。
- 谷口洋一工務課課長補佐 おはようございます。工務課の課長補佐の谷口と申します。よろしく申し上げます。
- 小谷 淳南地域水道事務所所長補佐 おはようございます。南地域水道事務所所長補佐の小谷と申します。よろしく申し上げます。
- ◆雲坂 衛委員長 はい。ありがとうございました。

説明に入ります前に、この場の皆様一言申し上げます。まず、発言を行う際は、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから御発言ください。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただき、十分審査していただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いたします。

報告第4号令和2年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについて（説明・質疑）

- ◆雲坂 衛委員長 それでは、報告第4号令和2年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについてを御説明ください。はい、川戸次長。
- 川戸敏幸次長兼総務課長 はい。次長兼総務課長の川戸です。報告第4号令和2年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについてでございます。令和2年度に施工しておりました工事のうち、11件を令和3年度に繰り越して行うことといたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして、報告をいたします。

令和3年6月市議会定例会付議案におきましては、ページは、65ページ～67ページに記載しておりますが、本日は、お配りしております委員会資料によりまして、説明を進めさせていただきます。

資料1ページです。令和2年度鳥取市水道事業会計予算繰越し計算書でございます。令和2年度の資本的支出となります建設改良費の翌年度への繰越額及び財源内訳等の繰越し計算書を載せております。表の左上、タイトルで、款、項、事業名、縦の並びとなっております。

3列目の事業名であります。配水管等改良事業は、震災対策整備としての水道管布設工事がありますとか、原因者工事などを行う事業となります。原因者工事は、道路工事や下水道工事など、水道事業に起因しない事情に基づきまして、水道管、水道施設の移設を行う工事となり

ます。配水管等改良事業の繰越件数は11件です。繰越額につきましては、事業名から右に3列目です。翌年度繰越額をタイトルとしております。1億5,635万2,900円でございます。

その下の事業です。諸施設整備事業は、配水池、建物、電気計装、機械設備などの更新を行う事業です。繰越しは1件、繰越額282万9,200円でございます。

配水管等改良事業が11件、諸施設整備事業1件が事業別の繰越件数であります。両事業に該当する工事が1件ございますので、繰越工事の件数としましては、11件となります。これら工事を合わせました翌年度繰越額の合計につきましては、1億5,918万2,100円でございます。

表一番下の行、合計でございます。中央にあります財源内訳は、原因者等が負担します配水工事負担金が1,804万9,900円と、右隣、自己財源であります損益勘定留保資金1億4,113万2,200円となっております。また、不用額につきましては、一番左の数値であります、予算計上額13億204万2,247円から、その右の支払い義務発生額と、翌年度繰越額を差し引いた額、支払い義務発生額10億7,876万2,942円と、翌年度繰越額1億5,918万2,100円を差し引きまして、6,409万7,205円が不用額となっております。

一番右の列、説明欄には、他工事との調整等により、施工時期が遅れたため等と、繰越理由を記してございます。

それでは、次のページから、令和2年度繰越工事11件につきまして、それぞれの工事ごとに、契約年月日、繰越額、工期、繰越理由の順に記載をしておるところでございます。また、(2)繰越額の右には、先ほど1ページで御説明いたしました事業名を表示しております。

それでは、工事名ごとの繰越理由でございます。1、工事名、湖山町南3丁目地内配水小管布設工事、(4)で繰越理由です。令和3年4月を給水開始予定とする給水装置工事の申込みが令和3年2月にあり、早急に現場着工する必要があったことから、令和3年度を完成予定とする工事を発注したためでございます。管路が布設されていないような箇所給水申込みがあった場合には、水道局の管を布設する工事ということになります。

2でございます。宮谷地内配水小管布設工事の(4)繰越理由につきましては、工事1と同様であります。4月を給水開始予定とする申込みが令和3年2月にあったことから、令和3年度を完成予定とする工事を発注したことによるものです。

3、河原町西円通寺地内配水管布設工事の繰越理由は、原因者、鳥取市土地開発公社が施工中の工事が、進捗が遅れていることによりまして、原因者から本工事を一時中止するよう、依頼を受けたためでございます。

3ページです。4、工事名、震災対策整備事業のうち東今在家地内配水管布設替その2工事の繰越理由につきましては、道路内を掘削中に、当初想定していなかったコンクリート構造物が発見され、そのコンクリート撤去作業、そして、管布設工とを交互に進める必要が生じたことから、工期内に完成することが困難となったためでございます。

5、震災対策整備事業のうち大宮橋水管橋耐震補強工事です。水管橋右岸堤防部の伸縮管部に腐食が確認されまして、早急に補修工事を追加する必要が生じたことから、補修材料の製作及び設置に日数を要することとなったためでございます。

6、河原町曳田地内ほか、配水管移設工事の繰越理由です。原因者であります鳥取県が、施工中の工事の進捗が遅れていることにより、工期内に完成することが困難となったためでございます。

7、用瀬町安蔵地内ほか配水管布設替工事につきましては、施工の内容につきまして、地元同意に不測の日数を要したことから、工事着手が遅れ、工期内に完成することが困難となったためでございます。

4ページです。8、工事名、用瀬町宮原地内配水管布設替工事、繰越理由です。施工内容について、地元同意に不測の日数を要したことから、工事着工が遅れ、工期内に完成することが困難となったためでございます。

9、気高町下原地内配水管布設替工事です。配水管の踏切横断工事におきまして、西日本旅客鉄道株式会社米子支社が施工する、さや管推進工事の着手時期が、当初計画から遅れたことによりまして、さや管内への配水管布設工事が遅れ、工期内に完成することが困難となったためでございます。

10、鹿野町寺内地内配水小管布設工事です。令和3年4月を給水開始とする、給水装置工事の申込みが令和3年2月にありまして、早急に現場着工する必要があったことから、令和3年度を完成予定とする工事を発注したためでございます。

11、下味野高地区配水地場内配管改良工事です。この工事につきましては、配水管等改良事業と、諸施設整備事業の両方が含まれております。繰越理由です。不断水切替え弁設置予定箇所を掘削したところ、当初に想定していなかった曲管が発見され、工法の見直しを行う必要が生じたことから、工期内に完成することが困難となったためでございます。

4ページ下部、破線の下には、11件の工事におけます事業別の合計金額、そして、工事の繰越額、それぞれに付した番号を記載しております。配水管等改良事業1億5,635万2,900円、該当いたしますのは、1～11までの全ての工事、諸施設整備事業282万9,200円、すぐ上にございます11の工事が該当をいたします。

報告第4号令和2年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しにつきましての説明は、以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等がございましたら、順次御発言ください。はい、山田委員。

◆山田延孝委員 すみません、工事名の5ですね、震災対策整備事業の大宮橋、この場所はどこですか。どの辺、大宮橋というのは。

◆雲坂 衛委員長 はい、寸村次長。

○寸村忠良次長兼工務課長 大路川に架かっている大宮橋です。

◆山田延孝委員 場所は。

○寸村忠良次長兼工務課長 場所が大宮ですね、住所としたら……。

◆山田延孝委員 大路川の。

○寸村忠良次長兼工務課長 そうですね。ちょうどの場の辺りになりますけれども。

◆山田延孝委員 ああ、的場の辺。

○寸村忠良次長兼工務課長 的場の辺で、大路川があって、その辺に、タイヤとかが護岸の辺に積み重なったりしてるところがあるんですけども、ちょうどその辺ですね。昔、警察署がちょうどその辺にもありましたし。

◆山田延孝委員 警察署。

（「ペースノートのところ」と呼ぶ者あり）

○寸村忠良次長兼工務課長 そうですね。ペースノートという喫茶店があった辺ですけどね。

（「八坂線の」と呼ぶ者あり）

○武田行雄水道事業管理者 八坂、八坂停車場線の。大路川に架かるとる橋のところの、すぐ下流、下流か。上流、下流域か。

（「下流ですね」と呼ぶ者あり）

○武田行雄水道事業管理者 下流側か。だから、駅のほう側から行くと右側ですし、八坂のほうから下りてくると左側になる。橋の左側のほうに、単独で架かるとる水管橋です。

○寸村忠良次長兼工務課長 大覚寺郵便局とかいうのも、ちょうどその辺にありますけれども、その辺りですね。

◆雲坂 衛委員長 皆様方に最初に申し上げておきたいと思います。発言のときは、手を挙げていただくということをお願いをしたいのと。

○寸村忠良次長兼工務課長 大変失礼いたしました。

◆雲坂 衛委員長 2月議会からですね、議事録が公開になっておりますので、そのことも十分御認識いただいた上で、よろしく願いいたします。はい。

山田委員、よろしいですか。

◆山田延孝委員 いや、いいです。

◆雲坂 衛委員長 はい。では、続きまして、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 では、反時計回りで。岡田委員。

◆岡田信俊委員 はい。すみません、工事名の、河原町西円通寺地内ということですけど、これ、西円通寺っちゅうのは、河原町内なんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、寸村次長。

○寸村忠良次長兼工務課長 はい。工務課長の寸村です。西円通寺っていうのは、鳥取市にもありますし、河原町にも一部、西円通寺っちゅう地域がございます。同じ名前ですけども、あるということで、この場所につきましては、布袋の工業団地、今、造成工事をやってるんですが、その中の工事をしているということで、ちょっと市の公社のほうの工事が遅れておりまして、それで、水道工事も、ちょっと繰越しになったということでございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、岡田委員。

◆岡田信俊委員 はい。認識不足でした。分かりました。ありがとうございました。

◆雲坂 衛委員長 はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 工事名の7・8なんですけど、繰越理由の中で、地元同意に不測の日数を要したとありますが、この地元同意って、どういうことが、細かくは要りませんが、どういう

ことなのかなと、単純に、こう疑問に思いましたんで、どういふようなことがあったのか、それぞれ分かれれば、分からなかったらいいですよ。以上です。

◆雲坂 衛委員長 楮原所長。

○楮原昌宏南地域水道事務所長 はい。南地域水道事務所の所長の楮原といいます。この用瀬の安蔵地内ほか配水池という分と、8番の宮原地内というの、これが、また、場所的には、ほとんど一緒のところで、ちょっと重なったような感じで工事しておりまして、その町内の中ので、ちょっと不測といいますのが、この辺、ちょっと民地のほうに水道の管が入ったりしてまして、その辺の部分でちょっと調整かけたりとか、その撤去の話とか、水道の、消火栓とかも、ちょっと民地側にある分とか、ちょっといろんな部分が重なって、調整自体にちょっと時間がかかってしまって、うまいこと進まなんだちゅうことが、その原因だったということです。以上です。

◆雲坂 衛委員長 よろしいですか。

◆荻野正己委員 はい。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。5番の。

◆雲坂 衛委員長 マイク。

◆前田伸一委員 すみません。5番なんですけども、この繰越理由の、この伸縮管部に腐食が確認されたということなんですけども、この伸縮管の腐食の程度っていうのか、状況といいますか、どういったことだったのかっていうのを、1点お聞きしたいと思いますし、あと、9番の気高の工事の繰越しの理由なんですけども、この西日本旅客鉄道米子支社が施工する、さや管推進工事、この工事っていうのと、この水道局の工事というのは、どういった関係があるのか、その辺、2点についてお伺いいたします。

◆雲坂 衛委員長 これ、報告ですから。

◆前田伸一委員 報告だけ、いいじゃないか。報告に対する質問。

◆雲坂 衛委員長 はい、寸村次長。

○寸村忠良次長兼工務課長 はい。工務課長の寸村です。5番の大宮橋のほうについては、私のほうから説明させていただきます。この伸縮管っていうのが、鋼管でできておりまして、これが、やっぱり鋼管ですと、水と空気があれば、ちょっとさびてくるということで、さび止めとして処理はしてあるんですけども、やっぱり経年劣化で、ちょっと鋼管がさびてきたということで、今々問題ではないんですけども、近い将来、その鋼管の腐食部分が、どんどん広がっていきますと、これが漏水の原因にもなっていくということで、今回やってる工事の中で、それが発見できたので、早めに処置をしておくということで、危機管理的に、ちょっとすぐせないけんということで、今回の工事に追加したということなんですけども、なぜ追加したかっていいますと、ちょっと分離して発注ができないということなので、塗装とかがかぶってきたりとか、そういうような、分離して発注ができないってことだったもんで、今回工事を追加したということで、工期が延びるということになりましたので、繰越しをさせていただいたということで、そのさびの程度はあまりよくなかったというのが現状でございます、はい。

◆雲坂 衛委員長 はい、中村所長。

○中村賢司西地域水道事務所長 はい。西地域水道事務所、中村です。この気高町下原地内配水管布設替工事は、JR山陰本線の軌道下の老朽管配水管を布設替える工事として、この工事に併せまして、新しく布設する配水管を保護するためのさや管を、推進工法により設置する工事を、別途にはなりますけど、JR西日本米子支社のほうに委託しました。そのJRによる保護管推進工事は、当初10月頃に行われる予定だったんですけど、その10月頃に、推進をJRのほうで行い、引き続き、水道局施工で、本工事によりまして、さや管内への配水管を挿入していくってようなことを予定してたんですけど、その挿入自体を3月に終わるっていう当初計画ではあったんですけど、JRの着手が2月まで遅れたことに伴いまして、工期を6月25日まで延期しております。JRの着手の遅れにつきましては、JRは、年間を通して、全国内の数か所を、軌道下推進工事を、計画的に予約制のような形で工事をしとられまして、請け負って工事をしとられまして、本市の前で、その予定されてる工事が遅れて、進捗が全体的に遅れてきて、今回の工事が、JRの工事が遅れたから、その中に配水管を入れていく、この下原地内の配水管布設工事が、それに伴って遅れたということになります。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。ありがとうございます。最初の大宮橋の件については、放っておいたら漏水の危険性があるといったお話がありました。これについては、繰越しについては、相当の理由であろうというふうに思いますが、ふだんから見回りっていいですか、ぜひチェックをしていただけたらなというふうに思います。

あと、気高のJR西日本の件ですけども、言わば、そのJRのほうが、鳥取だけではなくして、いろんなところで工事を行っているんだと、いろんなところで、一まとめで工事を行って、この鳥取の気高の、ここに着手をする時期ってというのが、なかなか見通しが、そのJRの工事の、何ていうか、進捗ってというのが、見通しがつかなかったということでもよろしいんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、中村所長。

○中村賢司西地域水道事務所長 西地域水道事務所の中村です。言われるとおりでありまして、前もって、その予約制というような形で、順番がなかなか回ってこなかったってというような、JRの工事の順番がなかなか回ってこなかったってというような形になります。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 水道局の発注している工事ってというのは、地元の業者と契約をされて、仕事していただくという格好になると思うんですよね。なので、言わば、そのJRの、ツケみたいなものを、地元の業者のほうに負担するような感じにも取れますので、ぜひ、JRとの、調整っていいですか、ぜひ、今後の工事とかでは、綿密に行っていただきたいなというふうに感じました。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。よろしいですね。はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい。太田です。私のほうは、11番目の工事についてお伺いしたいのですが、想定してなかった曲管が発見されたということで、想定範囲というのが、度合いといいます

か、そんなに大したという言い方がいいか分からないですけれども、工法の見直しを行う必要があったということですが、この工法の見直しに相当数の日にちがかかったということだったのでしょうか。この工法の見直しというのが、非常に大変な見直しだったのかどうか、度合いを教えてくださいたいと思います。

◆雲坂 衛委員長 八木谷課長。

○八木谷義人浄水課長 はい。浄水課長の八木谷です。この場所は、下味野高地区配水地ってことで、場所が狭かったもので、あまりにも、どういう工法であるかというのに時間がかかったということです。

◆雲坂 衛委員長 はい。よろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

新型コロナウイルス感染症による有収水量等への影響について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 それでは、引き続きまして、その他報告として、新型コロナウイルス感染症による有収水量等への影響についてを御説明ください。はい、渡辺課長。

○渡辺寛存料金課長 はい。料金課長の渡辺でございます。よろしく申し上げます。私からは、新型コロナウイルス感染症による有収水量等への影響について、今年3月12日開催の建設水道委員会で報告させていただいておりますが、本日は、その後の状況につきまして、報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の有収水量の実績と、対前年度比較について説明をさせていただきます。有収水量は、浄水場で作られました水道水のうち、水道料金の対象となった分の水量を指します。

なお、有収水量の集計に当たりまして、給水区域全域ではなく、統合前の上水道給水区域を対象としております。その理由といたしましては、統合前の簡易水道給水区域におきましては、令和2年4月に、上水道給水区域の料金に統一をいたしましたので、令和2年度と令和元年度では、料金体系が異なっており、双方を比較することができません。そのため、統合前の上水道給水区域についてのみ有収水量を集計してございます。ちなみに、統合前の上水道給水区域の有収水量は、給水区域全域の有収水量の約86%を占めております。

まず、(1)の表を御覧いただきたいと思っております。この表は、今年3月の建設水道委員会において報告させていただきました表になります。令和2年度の1期～5期までの有収水量の実績を比較した表になります。水道料金の請求単位であります1期～5期まで、水道の使用期間につきましては、表の下の米印の注釈にも記述しております。奇数月に計量する地区と、偶数月に計量する地区で異なります。1期～5期までの有収水量の実績につきまして、表の左端にありますように、従量料金の5つの段階別区分に有収水量を配分し、それぞれの段階ごとに、令和2年度と、令和元年度の有収水量の実績を比較した表になります。

単位は立方メートルで、表の中でR2と表記しているのは、令和2年度、R1と表記しているのは、令和元年度になります。令和2年度の1期～5期までの有収水量の実績は、令和元年度の同期間の実績と比較いたしますと、表の比較の欄の一番下、黒色の太字で表記しておりますが、有収水量の合計で、5万6,639立方メートルの増という結果でございました。

続きまして、(1)の表の比較の欄を見ていただきたいと思います。一般家庭のほとんどが含まれます、使用水量の少ない区分、段階別区分の1段階・2段階・3段階、使用水量は40立方メートル以下の区分になります。この区分の有収水量は増加しておりますが、事業用や営業用としての大口の水道使用者が含まれます、使用水量の多い区分、従量料金の段階別区分の4段階・5段階、使用水量が41立方メートル以上の区分になります。この区分の有収水量が減少しているという結果でございました。

表の一番右端の水色で網かけしております欄には、水量ではなく、金額に換算したものといたしまして、従量料金の段階別区分のそれぞれの単価、黄色の網かけした部分になります。こちらは税抜き単価になります。これと、比較の欄にあります令和2年度から令和元年度の有収水量を差引きした水量等を掛け算したものを、影響額の試算として記載しております。単位は1,000円単位で、1段階～5段階までの合計で、影響額は1,851万3,000円の減になるとの結果でございました。

次に、(2)の表は、令和2年6期の実績の表になります。水道メーターの計量は、2か月ごとに行っておりますので、6期といたしますのは、奇数月に水道メーターを計量する地区では、11月～翌年1月までの期間に使用した水量の実績、偶数月に計量する地区では、12月～翌年2月までの期間に使用した水量の実績になります。令和2年の6期の有収水量の実績は、令和元年度の同期間の実績と比較いたしますと、表の比較の欄の一番下、黒色の太字で表記しておりますが、合計で4万624立方メートルの増という結果でございました。また、有収水量の動向につきまして、比較の欄を見ていただきますと、1期～5期までの有収水量の動向とほぼ同じ傾向が見られます。従量料金の段階別区分の1段階・2段階・3段階は増加し、5段階は減少しております。ただし、4段階につきましては、僅かに増加しております。また、5段階につきましても、これまでと比較いたしますと、水量の減少量が僅かに少なくなっております。これは、今年の冬は、厳しい寒波や数回の積雪にも見舞われましたので、水道管の凍結防止や、融雪のために水道を使用されたことなどによる影響で、ふだんより、水道の使用量が少し多くなり、4段階以上の有収水量が僅かに増加したことが原因ではないかと考えております。

その下にあります(3)の表は、(1)と(2)の表を合わせました年間の有収水量の実績を比較した表になります。表の右側の棒グラフは、表をグラフ化したものになります。

(3)の表の比較の欄を見ていただきますと、1段階・2段階・3段階の有収水量は増加しておりますが、4段階・5段階の有収水量は減少しており、(1)の表にも示しております1期～5期までの実績と比較しても、有収水量の動向に大きな変動は見られません。

(3)の表の比較の欄の一番下、黒色の太字で表記しております令和2年度の年間の有収水量の実績は、令和元年度の年間の実績と比較いたしますと、9万7,263立方メートル増加いたしました。なお、比較の欄の増減水準の程度といたしまして、表の下に参考といたしまして、令和2年度の実績で、統合前上水道給水区域における1日の平均使用水量は、約4万8,900立方メートルとなっております。

なお、実際のところ、令和2年は、うるう年であったため、令和元年の同期間と比べますと、2月29日、1日分の使用水量が上乗せになっているため、平均使用水量の1日分を差し引きま

すと、令和2年の実績は、令和元年度の実績を僅かに上回ったこととなります。増加分を計算いたしますと、平均使用水量の約1日分に相当することとなります。

（3）の表の下に説明文を記述しておりますが、令和2年度の年間の有収水量の実績は、令和元年度の年間の実績と比較いたしますと、9万7,263立方メートル増加しました。従量料金の段階別区分を見ますと、一般家庭のほとんどが含まれます使用水量の少ない区分、1段階・2段階・3段階の有収水量は増加しておりますが、事業用や営業用としての大口の利用者が含まれます使用水量の多い区分、4段階・5段階の有収水量が減少しております。1段階・2段階・3段階の有収水量の増加は、外出自粛などで、一般家庭の使用水量が増えたことが影響していると考えております。また、4段階・5段階の有収水量の減少は、近年の減少傾向に加えまして、感染症拡大の影響を受けました大口使用者の利用活動縮小による、使用水量の減少が原因と考えています。さらに、各種学校の臨時休校や、大学などのリモート授業の実施などによりまして、大口使用者となります教育関連施設の使用水量の減少も一部影響したのではないかと考えております。

表の一番右側、水色で網かけした欄には、影響額を試算したものを記載しております。単位は1,000円単位としており、令和2年度と令和元年度を比較いたしますと、1段階～5段階までの合計で、1,524万3,000円の減になるとの試算です。有収水量全体で比較しますと、僅かに増加したものの、従量料金の単価の高い4段階・5段階の使用水量が減少していることによる影響と考えられます。なお、影響額につきましては、有収水量の動向を金額に換算すると、どの程度の影響が出ているのかを試算したものでありまして、実際の水道料金収入では、水道メーターごとの基本料金の収入額も加わりますので、この影響額は、そのまま前年度からの減収額と同じになるものではないということを補足させていただきます。

終わりになりますが、新型コロナウイルス感染症による有収水量等への影響につきましては、令和2年度の年間の実績を見る限りにおきましては、水道事業の経営に深刻な影響を及ぼすほどの状況ではなかったと考えております。

なお、令和3年度の直近の状況につきまして、少し報告をさせていただきたいと思っております。年6期のうち、1期分だけの状況にはなりますが、令和2年度と同様の傾向が見られており、有収水量の動向に大きな変化は見られません。令和2年度がスタートして、まだ月日がたっておりませんので、当分の間は、有収水量の動向を見守ることとしまして、有収水量のデータを収集・分析いたしまして、その動向に大きな変化等がございましたら、改めて、本委員会で報告させていただきたいと思っております。

続きまして、2つ目の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえました水道料金の支払い猶予の状況につきまして、これも、今年3月の建設水道委員会において、報告後のその後の状況につきまして、報告をさせていただきたいと思っております。

資料の表は、支払い猶予に関して相談のありました件数等の状況を、家事用と家事用以外に分けて集計したもので、令和2年度末の3月31日現在の状況となります。なお、家事用と家事用以外という区分は、厚生労働省からの支払い猶予に関する調査に基づいて分けた区分になり

ます。自宅の水道料金につきましては家事用、店舗や事業用の水道料金につきましては、家事用以外に分けて集計しております。

表の下、米印の注釈にも記述しておりますが、表の中の括弧の数値は、3月の建設水道委員会で報告させていただきました3月1日現在の数字になります。また、相談件数や支払い件数の集計といたしましては、延べ件数としての集計ではなく、支払い猶予の申出があった1水道使用者につき1件と集計してございます。

まず、家事用につきましては、その後に、新たな支払い猶予の相談はございませんでした。また、支払い猶予の金額を増額してほしいといった申出もございませんでした。そのため、件数・金額は、そのまま変更はございません。また、家事用以外につきましては、その後に、新たな支払い猶予の相談はございませんでしたが、既に支払い猶予の措置を行っている事業者の方から、さらに支払い猶予の金額を増額してほしいとの申出があったことから、支払い猶予金額は802万4,000円に増額になっております。ちなみに、支払い猶予の相談はないということをお知らせしましたが、昨年7月1日にございました相談を最後に、その後、新規の相談はない状況が続いております。

表の一番下の欄には、支払い猶予金額のうち、年度末であります3月31日現在で、納入済みの水道料金の額を記載しております。家事用につきましては、支払い猶予金額5万8,000円、この全てを納入していただいております。家事用以外につきましては、支払い猶予金額802万4,000円のうち、97万7,000円を納入していただいております。

最後に、こちら直近の状況につきまして報告をさせていただきます。昨日までに、新たな支払い猶予の相談はありませんでしたが、既に支払い猶予の措置を行っている事業者の方から、支払い猶予の金額を増額してほしいといった申出が、5月に1件ございました。また、家事用以外の区分で、納入済みの額は、令和2年度末の3月31日現在で、97万7,000円となっておりますが、昨日までの合計で、約190万円余りを追加して納入していただいております。

今後も、双方で確認しました支払い計画どおりに、水道料金を徴収してまいりたいと考えております。説明は、以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等がございましたら、順次御発言ください。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。説明ありがとうございます。大口の水道使用者の利用が減っているといったことでしたけども、この内訳といいますか、私の推測するところでは、観光であるとか、飲食であるとか、そうしたところの事業者の方の落ち込みっていうんですか、そうしたところが大きいのではないかなというふうに思うところなんですけれども、その辺りの御認識を伺いたいと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、渡辺課長。

○渡辺寛存料金課長 はい。前田委員の質問にお答えいたします。大口もいろいろ業者があるわけなんですけれども、特に注視、特に注目いたします業者としましては、やっぱり、先ほど委員のほうもおっしゃられた、観光に直結する宿泊業と、あと、飲食業の落ち込みが、やっぱり顕著に出ています。それと、あと、先ほども言いましたように、昨年の年度当初は、緊急事態宣

言が発令されるなどして、学校も一時期、臨時休校になったということで、そもそも学校さんは、やっぱり大口使用者でございまして、そちらのほうの水量が一時的に大きな落ち込みをしたということでございます。以上です。

◆前田伸一委員 よろしいです、はい。

◆雲坂 衛委員長 皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

以上で、水道局の報告を終了いたします。

【下水道部】

◆雲坂 衛委員長 それでは、続いて、下水道部に入ります。

まず、高木下水道部長に御挨拶いただいた後、人事異動で執行部も替わられておりますので、執行部の皆様方には、自己紹介をいただきたいと思います。その後、報告に入りたいと思います。

それでは、高木下水道部長、御挨拶よろしく願いいたします。

○高木要輔下水道部長 おはようございます。下水道部長の高木でございます。先月7日の管内視察では、大変有意義な御質問、御指摘等をいただきまして、大変ありがとうございました。いただきました課題等の解決に向けまして、一朝一夕とはいきませんが、着実に前に進めていきたいというふうに考えております。

本日は、先ほど、委員長のほうからもございましたように、異動のあった職員も出席しておりますので、簡単に自己紹介させていただきたいと思います。

○山根陽一次長兼下水道企画課長 失礼します。4月の定期人事異動に伴いまして、鳥取南地域工事事務所長から、次長兼下水道企画課長と異動になりました山根でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○河田耕一下水道建設課長 失礼します。同じく、道路課の課長補佐から、下水道建設課長に異動になりました河田と申します。よろしく願いいたします。

○敦賀裕貴下水道企画課下水道管理室長 失礼します。下水道企画課の下水道管理室の室長でございます、敦賀と申します。よろしく願いいたします。

○本村裕司下水道経営課課長補佐 下水道経営課の課長補佐を拝命いたしました本村と申します。4月までは、税務・債権管理局の債権回収係長をやっておりました。よろしく願いいたします。

○福山あゆみ下水道建設課課長補佐 失礼します。このたび、4月の人事異動で、市民総合相談課の主幹から異動してきました、下水道建設課課長補佐の福山です。よろしく願いいたします。

○遠藤幸二下水道企画課財務係長 行財政改革課、主計員から異動してまいりました、財務係をさせていただいております遠藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

◆雲坂 衛委員長 はい、高木部長。

○高木要輔下水道部長 はい。下水道部長の高木です。本日の案件でございますが、報告1件と、その他の報告が1件ございます。報告第5号ですが、これは、下水道等事業会計への繰越額が確定しましたので、報告するものでございます。

その他でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症に関連した、下水道等使用料の支払い猶予に関して報告するものでございます。

説明等につきましては、簡潔明瞭に努めてまいりたいと思っております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

◆雲坂 衛委員長 はい。説明に入ります前に、この場の皆様方に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから御発言ください。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただき、十分審査していただきますよう、執行部及び委員の皆様方をお願いいたします。

報告第5号令和2年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについて（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 それでは、報告第5号令和2年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについてを御説明ください。はい、河田課長。

○河田耕一下水道建設課長 下水道建設課、河田です。報告第5号令和2年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告いたします。付議案と、お配りしております資料により、説明させていただきます。付議案のほうは、70ページ、71ページを御覧ください。

令和2年度下水道等事業会計で、資本的支出の建設改良費予算額34億443万7,000円のうち、21億6,647万6,786円を、令和3年度に繰越したものでございます。繰越額の内訳ですが、事業名ごとに、管渠費が12億1,076万3,900円、ポンプ場費が7億4,852万円、処理場費が2億394万円、建設総務費が325万2,886円でございます。

管渠費の繰越理由といたしましては、工事施工方法の検討に日数を要したため、及び、関係者との協議に日数を要したためです。具体的には、地元町内会や沿道事業者から、交通規制や保安対策についての同意を得るのに不測の日数を要したこと、国道や県道、河川などの管理者と、下水道管の埋設位置や、施工方法等の協議に日数を要したこと、また、近接工事との工程調整が必要になったことなどが上げられます。

また、ポンプ場費及び処理場費の繰越理由としましては、関係機関との調整に日数を要したためでございます。そのほかの理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言解除後に、機器製作メーカーに受注が集中したことにより、機器設計及び製作に日数を要することとなったこと、及び、設計内容の見直しや入札不調により、契約までに不測の日数を要したことなどが上げられます。

続きまして、資料のほうを御覧ください。まずは、資料の2ページ目の資料の1の1をお願いいたします。これは、公共下水道の繰越工事の位置を事業別に色分けを行い、管渠費は、それぞれの箇所の工事名を、ポンプ場費及び処理場費は、施設名を記載しています。また、凡例には、事業別の繰越額を記載しています。管渠費の繰越工事数は19件で、普及促進、これは汚水整備

ですけれども、8件、浸水対策、これは雨水管の整備ですが、5件、管渠の耐震化・長寿命化が5件、移設が1件、また、ポンプ場費は、幸町ポンプ場、的場ポンプ場、処理場費は、河原浄化センターの工事委託となっています。

次に、資料の3ページ目の資料1の2を御覧ください。これは、特定環境保全公共下水道事業の繰越箇所を示したもので、県道の改良工事に伴う下水道施設の移設が1件でございます。

続きまして、資料の4ページ目、資料の1の3を御覧ください。これは、農業集落排水事業の繰越工事の位置を事業別に色分けを行い、示したものです。凡例に、事業別の繰越額を記載しております。繰越工事数は5件で、管渠費の工事が2件、移設が1件、処理場費の工事が2件でございます。以上で説明を終わります。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等がございましたら、順次御発言ください。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

新型コロナウイルス感染症の影響による下水道等使用料の支払猶予について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 それでは、続きまして、その他報告として、新型コロナウイルス感染症の影響による下水道等使用料の支払猶予についてを御説明ください。はい、太田課長。

○太田潤一下水道経営課長 はい。下水道経営課、太田です。その他報告としまして、新型コロナウイルス感染症の影響による下水道等使用料の支払猶予について説明させていただきます。資料のほうは、お配りしてます資料の5ページ、資料2を御覧ください。

まず、経過ですが、何回か御説明させていただいておりますように、政府の感染症対策本部の決定に基づきまして、公共料金の支払いが困難な事情がある者に対する支払い猶予につきまして、総務省とか国交省なり、各省庁からの通知を踏まえて、令和2年度から猶予を行っておるものでございます。

令和3年度につきましても、今年の1月に緊急事態宣言が出たときに、政府のほうから、改めて、支払い猶予等の柔軟な措置の実施についてということで決定をされて、同じように、また、通知が出たということもありまして、債権管理部局なり、水道局と連携の上、今年度も継続していくということで、合意して進めているところでございます。

対象の使用料は、令和2年4月以降請求分の下水道等使用料ということで、支払い困難な者で、下水道経営課のほうに猶予の申出があった者ということでございます。

猶予期間は、1年以内の期間に限るということになっておりまして、5番目の相談及び猶予件数の状況ということで、5月末現在のものを載せております。前回2月定例会のときから比べると、家事用以外というところが1件増えております。これは、括弧内で2と書いてありますが、以前から、従来、猶予のほうの申出があった者が、今年度の1期目についても猶予の申請があったものでございます。

その下の支払い猶予金という欄でございますが、家事用は、もう既に前回も説明させていただいておりますが、5万8,856円のうち、全て全額納付済みでございます。家事用以外の分に

つきましては、前回から増えましたが、合計866万9,536円ということで、1年前の2年度の1期の分の支払いがこの4月にありましたので、うち納付金額が、今回初で125万4,408円の納付というようなことになっております。

今後も、皆さんのほうから、広報もしまして、申出がありましたら、柔軟に、引き続き対応をしていこうと考えておるところでございます。

下のほうで、参考としまして、下水道等事業における有収水量及び収入の状況を、3月末時点ということで上げさせていただきました。水道局のほうでも説明があったかと思えますけれども、下水道使用料につきましても、令和2年度は、昨年と比べて、量のほうは微増でございます。ただし、50立米までといたします、いわゆる、その家庭用を中心とした小口のところが2.9%増加に対して、事業者等を中心とします50立米以上というところが、8.8%の減というような状況になつとるところでございます。この関係上、調定額、税込みでは量が増えたということと、消費税が、去年は10%、元年度は途中まで8%だったという関係がありまして、0.1%の増、増額490万7,000円となっておりますが、税抜きのところですね、大口のところになると、だんだん だんだん、その大口の水量が減つたという関係で、前年度比4,000万円余りの減額というような形になっているところがございます。

増減理由については、前から説明はさせていただいておりますけれども、小口については、外出自粛であるとか、在宅期間が長くなったということで、一般家庭の使用水量が大幅に増加した一方で、企業とか、営業用の大口につきましても、経済活動への影響とかありまして、やっぱり縮小傾向にあるということで、水量が減つるといような状況でございます。

ちなみに、今年度の状況です。この1期分のところまで済みましたが、やっぱりこの状況のうちゅうのは、まだ引き続き、続いているような状況でございます。この辺のところは、いろいろ社会情勢等を見ますと、企業は、アフターコロナでK字回復とかいような形も言われてますんで、業種によって復活してきているところや、いまだになかなか厳しい状況が続いているところもございますので、引き続き、この動向は注視していきたいと考えているところでございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

委員の皆様の方から質疑等がございましたら、順次御発言ください。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 質疑ではないんですけども、さっき、水道局の方から、いろんな資料を基に、説明、繰越しのことであるとか、有収水量なり、支払い猶予の関係の説明を受けたんですけども、ちょっと水道局の資料のレベルと、下水道のほうの資料のレベルと、どっちかっていうと、ちょっと水道局のほうで、詳しく説明文書を作ってくださっているのかなというふうな感じがしてるとこなんです。下水道の職員の皆さんには、仕事が増えることになるんで恐縮なんですけども、ぜひ、分かりやすい説明という意味合いで、今回は仕方ないんですけども、ぜひ、この資料の、分かりやすい資料の提供といったところを意見としてお話しさせていただいておきます。以上です。

○太田潤一 下水道経営課長 ちょっといいですか。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田課長。

○太田潤 下水道経営課長 下水道経営課、太田です。もともと昨年の6月議会から、この件については報告をずっと続けてきております。下水道部のほうは、あくまでも支払い猶予というのをメインとして説明をさせていただいております。

一方、水道のほうは、有収水量の影響のほうがメインということなんで、どっちをメインにするかということで、やっぱり資料の作り方っちゃうのは、やっぱり変わってくるんですけど、できる限り、我々としても、皆様のほうに分かりやすいものっていうのは、検討しているかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◆雲坂 衛委員長 そのほか、委員の皆様からありますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

以上で、下水道部の報告を終了とします。

ここで、11時5分まで休憩を挟みたいと思います。

午前10時59分 休憩

午前11時5分 再開

【都市整備部】

◆雲坂 衛委員長 定刻になりましたので、引き続いて、都市整備部に入ります。

都市整備部長に御挨拶をいただいた後、人事異動で執行部も替わられておりますので、執行部の皆様方には、自己紹介をいただきたいと思ひます。その後、議案説明に入りたいと思ひます。岡都市整備部長。

○岡 和弘都市整備部長 はい。この4月に、都市整備部長になりました岡でございます。3年ほど、農村整備課、農林水産部のほうに行っておりましたけれども、それ以前、ずっと都市整備部が長くて、久しぶりにホームに戻ってきたのかなという思ひはあります。都市整備部が一番気になっておるのは災害対応ということなので、今年、史上2番目に早い梅雨入りということで、すごく心配しとったんですけど、出水期に先週入りまして、今日の空も梅雨空みたいな形ですので、しっかり気を引き締めて対応したいと思ひしております。よろしくお願ひします。

それで、今日の内容ですけど、補正につきましては、バリアフリー法の改正がありまして、それに伴ってマスタープランを作成しようということで、作成費を計上しておりますし、公園や道路の整備費の増額をお願ひしております。

また、条例につきましては、2月議会で報告しておりますが、屋外広告物の点検等の義務化について改正を予定しております。

また、その他ですけども、市営住宅の長寿命化計画、これ、5年に1度の見直しなんですけども、それについても、案を説明いたしたいと思ひますので、御審議のほう、よろしくお願ひします。

○牧野隆史次長兼鳥取西地域工事事務所長 では、自己紹介よろしいでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい。

- 牧野隆史次長兼鳥取西地域工事事務所長 この4月に次長を拝命いたしました、鳥取西地域工事事務所長の牧野といいます。引き続き、よろしくお願いたします。
- 小森毅彦交通政策課長 失礼します。4月1日の人事異動で、交通政策課長を拝命しました小森と申します。どうぞよろしくお願いたします。
- 田中和人道路課課長補佐 4月1日より、道路課課長補佐兼管理係長を拝命いたしました田中と申します。よろしくお願いたします。
- 山田泰弘建築指導課参事 4月1日より、建築に関する担当参事をやらせてもらっております山田です。よろしくお願いたします。
- 長石良幸鳥取南地域工事事務所長 同じく、4月1日に鳥取南地域工事事務所長に拝命された長石と申します。よろしくお願いたします。
- 大角真一郎建築住宅課課長補佐 4月1日より、建築住宅課課長補佐兼住宅係長に拝命されました大角でございます。よろしくお願いたします。

◆雲坂 衛委員長 はい。

それでは、説明に入ります前に、この場の皆様方に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属・氏名を述べてから御発言ください。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただき、十分審査していただきますよう、執行部及び委員の皆様方にお願いたします。

議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

- ◆雲坂 衛委員長 それでは、議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を御説明ください。永井次長。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。よろしくお願いたします。鳥取市一般会計補正予算、都市整備部の所管に属する部分について説明させていただきます。お配りしております資料1及び資料2、こちらのほうを用いて説明させていただきますので、よろしくお願いたします。こちらの資料、ページにつきましては、右肩に記載しておりますので、よろしくお願したいと思っております。
まず、都市整備部の一般会計補正予算の合計額につきましては、資料1、こちらの5ページ、下段を御覧ください。都市整備部歳出合計、補正前の額39億2,345万8,000円に対し……。
- ◆前田伸一委員 すみません、ちょっと資料を確認させてください。
- ◆雲坂 衛委員長 手を挙げて、手を挙げて。前田委員。
- ◆前田伸一委員 資料をちょっとどれなのか、確認させてください。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 はい。資料3が……。
- ◆雲坂 衛委員長 はい。先ほど、永井次長が、資料1と言われましたけれども、この資料3の厚いほうのことでしょうか。どうなんでしょう、資料1ですか。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 いや、資料左肩のほうに、資料1、2、3と。
- ◆雲坂 衛委員長 5ページ。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 はい。

- ◆雲坂 衛委員長 5ページと言われましたね。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 資料1の5ページ。
- ◆雲坂 衛委員長 これがページ数ですか。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 はい、右肩に。
- ◆雲坂 衛委員長 分かりました。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 申し訳ございません。
- ◆雲坂 衛委員長 失礼しました。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 最初のページから、ページ数打ってありまして、右肩のほうにページ書いてございますので、よろしくお願ひします。
- ◆雲坂 衛委員長 前田委員、よろしいでしょうか。
- ◆前田伸一委員 ちょっと分らん。
- ◆雲坂 衛委員長 この右肩、両括弧の資料1の5ページ。一番薄い資料ですね。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 一番最後のページになります。
- ◆雲坂 衛委員長 はい。では、永井次長、続けてください。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 続けて説明させていただきます。資料1の5ページ、一番最後のページになります、はい。都市整備部歳出合計、補正前の額39億2,345万8,000円に対しまして、今回の補正額1億8,423万6,000円、補正後の額41億769万4,000円でございます。
- 最初に、都市企画課分の一般会計補正予算について説明させていただきます。同じく、資料の1、すみません。同じく、資料1で、2ページ上段を御覧ください。はい。土木費、土木管理費、土木総務費の各種期成同盟会費でございます。予算書につきましては33ページ、事業別概要については35ページ上段になります。こちら、国道9号整備・山陰自動車道建設促進鳥取県期成会負担金について、11万9,000円を計上させていただいているところでございます。事業内容につきましては、資料2の2ページ、資料2の2ページ。はい。こちらのほうを御覧ください。国道9号山陰自動車道の10の市町村の沿線自治体で構成いたします建設促進鳥取県期成会が、北条町大谷地内、具体的には、北条バイパスの北側になりますけれども、そちらに、平成23年11月に設置しております建設促進広告塔について、4月12日～4月13日にかけての強風により、広告面が一部剥がれる被害が発生いたしました。広告塔の老朽化状況を確認したところ、反対側の広告面の飛散や、広告塔本体の倒壊の危険性が認められたため、国交省の指示により、広告塔の撤去を行うものです。それらの経費につきまして、負担割合に応じて、負担させていただくものでございます。
- 次に、資料1の2ページの下段でございます。都市計画費、都市計画総務費の移動等円滑化促進事業費であります。予算書につきましては35ページ、事業別概要につきましては、35ページの下段でございます。移動円滑化促進事業につきまして、789万3,000円を計上させていただいております。事業内容につきましては、資料2の3ページを御覧ください。平成30年5月に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）が改正され、移動円滑化促進方針（マスタープラン）及び基本構想の作成に、市町村が取り組む必要が生じているところでございます。

本事業の目的といたしましては、本市における高齢者・障がい者等の日常生活及び社会生活が保障された安全・安心なまちづくりを推進するためには、全市的なマスタープラン・基本構想を策定し、ハード・ソフト面から、一体的なバリアフリー化の推進を図るものでございます。

本年度の事業内容といたしましては、市全域でのハード・ソフト両面からなる、一体的なバリアフリー化を進めるための基本方針を示すマスタープランを作成するに当たり、現状の課題の整理でありますとか、市民及び関係団体への調査でありますとか、移動円滑化促進地区の設定などを行い、移動等円滑化促進方針、こちらの中間案までを行いたいというふうに考えているところでございます。その後、パブリックコメントや協議会などの意見を踏まえながら、令和4年度の中頃の完成を目指しているところでございます。

鳥取市移動等円滑化促進方針策定業務の委託料として752万8,000円、鳥取市移動等円滑化協議会の開催に係る経費として、36万4,000円を計上しているところでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。資料1の3ページになります。3ページのほうを御覧いただきたいと思っております。土木費、河川費、河川総務費、急傾斜地崩壊対策事業費でございます。補正予算書は35ページ、事業別概要は36ページの上段になっております。資料2のほうでは、4ページのほうに記載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。この事業は、気高町浜村地区の鳥取県施工の急傾斜地崩壊対策事業でございますけれども、鳥取市所有地部につきましては、本市が対策施設の整備を行っておるものでございます。令和2年度に、事業用地の取得並びに立竹木や工作物の移転補償を計画しております。地権者の承諾を得て、契約を締結する予定でございましたけれども、鳥取県により計画が変更されて、土地利用ができない、図面でいきますと、左側のほうの青い部分になるんですけども、この山裾の団地の追加買収が必要となったところでございます。このため、令和2年度の契約を断念いたしまして、令和3年度、この6月補正にて、事業用地の買収並びに工作物等の補償費を要求するものでございます。補正額310万円、補正後の額1,050万円でございます。特定財源として、緊急自然災害防止対策事業債、100%ですけども、310万円を充当しております。

その下になります。土木費、都市計画費、都市公園整備費、公園整備費のうち、公園整備事業費でございます。補正予算書は37ページ、事業別概要は36ページの下段となっております。資料2のほうでは、5ページになりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。この事業は、市民が安心・安全に公園を利用できるよう、適切な公園施設点検及び維持補修等の予防保全を図りつつ、鳥取市公園施設長寿命化計画に基づいた公園施設の更新を行うものでございます。このたび、この事業の有利財源であります、社会資本整備総合交付金が確保できましたので、令和4年度事業の前出しをいたしまして、12公園で更新を実施するものでございます。補正額3,500万円、補正後の額9,094万1,000円でございます。社総金が1,750万円、公共事業等債1,570万円を充当しております。

その下になります。土木費、都市計画費、都市公園整備費、公園整備費のうち、地域コミュニティ支援事業費でございます。補正予算書は37ページ、事業別概要は37ページの上段になります。資料2のほうでは、6ページになりますので、併せて御覧いただきたいと思います。この事業は、住民が自主的に行うコミュニティー活動の促進を図りまして、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的として、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費を財源といたしまして、遊具等の設置に対して助成するコミュニティ助成事業を実施しておりますけども、この事業に申請しておりました、若葉台町内会、寿団地町内会、宝木部落が採択となりました。遊具の設置の事業実施主体は、各町内会でございますけども、財団からの助成金は鳥取市に入るために、各町内会への遊具施設整備助成を計上するものでございます。補正額630万円でございます。全て財団からの助成金を充当してございます。

その下になります。土木費、都市計画費、公園管理費、公園管理費のうち、都市公園等管理費でございます。補正予算書37ページ、事業別概要は37ページの下段となっております。資料2のほうでは、7ページになります。御覧いただきたいと思います。これは、令和3年の3月12日に、河原町中央公園内の道路のり面の一部が崩落いたしました。大型土のうによりまして、応急処理は3月16日に完了しておりますけども、さらなる崩落の危険が考えられることから、現在、公園内道路の一部を通行止めとしております。崩落箇所は、河原城及び河原中央公園への進入路でありまして、早期復旧が必要でありますので、このたび調査設計費を計上させていただくものでございます。補正額は894万6,000円、補正後の額は2億3,517万9,000円でございます。特定財源として、公共事業等債670万円を充当してございます。

都市環境課、補正額合計5,334万6,000円、補正後の額8億2,659万1,000円でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。先ほど、資料2の3ページの中で、鳥取市の移動等円滑化協議会の開催の経費につきまして、36万4,000円ということ発言させていただいたところでございますけれども、36万5,000円に訂正させていただきますので、すみません、よろしくお願いたします。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干です。

◆雲坂 衛委員長 マイクをオンにいただきまして。

○稲干典史次長兼都市環境課長 都市環境課、稲干です。先ほど御説明いたしました、地域コミュニティ支援事業費のところでございますけども、若葉台町内会と発言させていただきましたけども、ちょっと訂正させていただきます。若草台町内会でございます。申し訳ございません。若葉台ではなくて、若草台でございます。すみません。

◆雲坂 衛委員長 はい、田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。資料1の4ページを御覧ください。目道路維持費、細目除雪関係費。予算書は33ページ、事業別概要書は38ページの上段となります。補正額は、631万7,000円を計上させていただいております。資料2の8ページを御覧ください。資料2の8ページの左側を御覧ください。これは、現在除雪を行っている除雪業者、市内を

除雪している大富工業という会社なんですけど、新たに2トントラックを購入して、その購入したトラックで、また除雪を行いたいという事前の申出がありましたので、今後の市道除雪に寄与できるものと考え、貸付けするスノープラウの取付け補助、合計353万4,000円を計上するものでございます。

同じく、資料2の8ページ、右側を御覧ください。昨年度は、数台の除雪車を使用し、市道除雪を行っている除雪業者より、連続降雪の際に、自分たちの除雪車の位置、除雪路線、何回自分たちがかいて、自分のところが終わったから、そっちに応援に行ったほうがいいだろうかという除雪状況を知りたいという要望がありました。また、連続して、昨年度の降雪状況で、連続して降雪すると、寝る暇もないというほど忙しくて、日報のファクスを送るのも非常に難しいという意見もいただいております。持続的に、効率的に除雪を行う上でも、除雪業者、自社の除雪車の位置や、日報の自動化が重要なことだと考えているところでございます。今年度の冬期に間に合うよう、鳥取市の除雪システムの一部改修を行うため、278万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、目道路新設改良費、細目地方道路整備交付金事業費。予算書は35ページ、事業別概要書は38ページの下段、39ページの上段となります。社会資本整備総合交付金事業費、市道古市橋線ほか1路線で1,125万5,000円、防災・安全交付金事業費、丸山浜坂1号線ほか6路線で9,212万9,000円、合わせて、補正額1億338万4,000円を計上させていただいております。詳しくは、資料2の9ページを御覧ください。国の交付金を活用して、事業促進のため、ちょうど黄色の2路線の道路整備を進める予定としております。地方債につきましては、公共事業等整備事業債でございます。

資料2の10ページを御覧ください。同じく、国の交付金を活用して、新規に、青色になりますけど、4路線、事業促進のため、黄色になりますけど、3路線の道路整備を実施する予定としております。地方債につきましては、同じく公共事業等整備事業債でございます。

道路課、補正額合計1億970万1,000円、補正後の額15億6,081万9,000円です。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田課長。

○太田忠孝建築住宅課長 はい。建築住宅課、太田でございます。よろしくお願いたします。

では、議案第79号令和3年6月補正予算のうち、定期借地権付土地分譲事業費について御説明いたします。資料1の5ページ及び資料2の11ページを御覧ください。予算書では25ページ、事業別概要書では39ページ下段となります。款総務費、総務管理費、財産管理費、補正額といたしまして、1,317万7,000円をお願いするものでございます。

概要です。合併以前に、町が公社へ住宅用地として造成していただき、販売しておりました、鳥取県住宅供給公社所有の青谷町望町団地、そして、鳥取市土地開発公社所有の鹿野町湯川団地の土地販売において、土地の有効活用を図るため、定期借地権付土地分譲を、平成24年度から導入して分譲しております。定期借地権付土地分譲となった場合、公社から鳥取市が購入し、借受人に貸与することとしております。このうち、鹿野町湯川団地において、定期借地権付土

地分譲が3件見込まれるため、公社からの土地購入費、3区画分の費用をお願いするものでございます。

定期借地権付土地分譲の概要ですが、建物用途は、借受人が居住する専用住宅、または店舗併用住宅。借地期間は51年。貸付決定時に、借地保証料の100万円が必要です。これは、建物撤去後、または土地を返却、または土地購入の場合は、無利息で全額返還されます。

定期借地権付土地分譲の実績ですが、令和2年度末現在で、平成28年に1件、平成29年に3件、平成30年に1件の計5件となっております。

補正の内容ですが、歳入といたしまして16万6,000円、これは、3区画分の土地貸付料の合計でございます。歳出1,317万7,000円です。これは、湯川団地において、定期借地権付土地分譲が3件見込まれることによる土地購入費の増額で、3区画分の合計2,617万7,000円から、既決予算の1,300万円を引いた1,317万7,000円でございます。なお、3区画目は、問合せ提案中のため、残区画の平均価格での要求としております。

今後のスケジュールですが、記載のとおりと予定しております。

建築住宅課歳出合計、補正額1,317万7,000円、補正後の額5億3,858万8,000円、以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

議案第87号鳥取市屋外広告物条例の一部改正について（説明）

◆雲坂 衛委員長

なしということで、次に、議案第87号鳥取市屋外広告物条例の一部改正について御説明ください。はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。議案第87号鳥取市屋外広告物条例の一部改正について説明させていただきます。付議案につきましては、25ページでございます。資料2、こちらのほうを用いて説明させていただきます。資料2の12ページ、こちらを御覧ください。

この条例改正につきましては、本年2月議会の本委員会においても、事前に報告させていただいているところでございます。

1の条例改正の理由でございますけれども、全国的に広告物の落下事故が相次ぎ発生したことを受け、国のほうは、屋外広告物条例のガイドライン、こちらのほうを改正いたしまして、鳥取県においても、本年4月に、鳥取県屋外広告物条例等の一部改正を行った上で施行し、許可・更新時に、安全点検等の義務づけを行っているところでございます。本市においても、屋外広告物の劣化等に起因する事故発生防止のため、県の改正内容に併せて、条例等の改正を行うものでございます。

2の条例の改正内容でございます。（1）安全点検の義務化・資格者による点検、こちら、条例の第12条の2関係でございます。本条例改正の主要な変更点にもなるところでございます。

ここでは、原則全ての屋外広告物の所有者等に、設置時及び設置後2年ごとに安全点検の実施と、点検結果の記録を義務づけるものでございます。ただし、立て看板であるとか、のぼりなど、安全性が確保された広告物は、点検の義務の対象外となっているところでございます。

次に、高さ4メートル超、また、表示面積10平米超の屋外広告物、具体的には、右の表の黄色で示した屋外広告物でございますが、これらについては、専門的知識を有する屋外広告士、1級・2級の建築士、屋外広告物点検技能講習修了者などによる点検の実施を義務づけるものでございます。

（2）でございます。許可を必要な広告物の点検結果記録、こちら、条例の第5条及び10条関係でございます。許可対象となる広告物について、申請者に、設置完了時及び更新申請時に、点検結果の提出を義務づけるものでございます。

（3）の違反者に対する措置命令、こちら、条例の第17条関係でございます。点検義務、先ほどの条例の第12条の2の規定でございますが、そちらの違反者に対し、市長が必要な措置を命じる旨を規定したものでございます。

また、本条例の施行は、令和3年10月1日としているところでございます。詳しくは、13ページ以降に、新旧対照表をつけておりますので、御覧ください。

以上、鳥取市屋外広告条例の一部改正についての説明でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

令和3年陳情第1号複合型映画館（シネマコンプレックス）が設置できるように規制を緩和することを求める陳情（質疑）

◆雲坂 衛委員長 なしということで、続きまして、陳情審査に入ります。令和3年陳情第1号複合型映画館（シネマコンプレックス）が設置できるように規制を緩和することを求める陳情につきましては、お手元に配付のとおり、陳情者から取下げ願いが提出されております。委員の皆様から御意見がありましたら、御発言ください。はい、山田委員。

◆山田延孝委員 この取り下げるといことですが、何かまた、これを一旦取り下げて、次に新しいものが出るといことなんですけども、その取り下げた経過つちゅうか、それがちょっと分かれば、委員長さんのほうで教えていただけますか。

◆雲坂 衛委員長 経過のほうは、事務局、説明できますか。いつ受けてというような日にちとかですね、そういったやり取りを御説明いただければと思います。手を挙げて。はい、田中さん。はい、お願いします。

○田中真一市議会事務局主事 陳情の取下げの経過ですけれども、委員長さん、言われたように、お手元に配付のとおり用の紙を、令和3年6月8日付で、陳情者さんのほうから、このお手元に配付している資料の内容で提出がありました。陳情者さんが取下げに至った細かい経緯につきましては、事務局のほうでは、ちょっと分かりませんので、以上になります。

◆雲坂 衛委員長 はい。6月8日の受付印が押してあるのが、皆様、お手元にあると思いますけれども、それと同時に、新しいのも受け付けたということでもよろしいですかね。

前回の陳情書と、今回の陳情書と比べていただいて、あとは、議事録も公開になりましたし、そういったこともお読みになられて、そういった経緯、結果になったというようなことではないかと。

今回、資料の確認ですけれども、取下げについての紙と、新しく出てきたものが、皆様には配られていると思います。また、この添付資料を陳情者の方が持ってこられた、2月20日付の回答ですね、そういう資料がお手元にあると思います。このたびは、先ほど山田委員さんのほうから、取下げ審議ということがありましたけれども、資料の確認をさせていただき、このたびは、1枚物ですね、6月8日付の取下げ等について、陳情書の取下げ等についての審議で、分けて、継続された2月定例議会から6月定例議会にこう送って、継続の分を、まず皆様、委員の皆様から御意見がありましたら、御発言をいただきたいと思います。先ほどの件、山田委員さん、よろしかったでしょうか。

◆山田延孝委員 はい、いいですよ。どうぞ、していただいて。

◆雲坂 衛委員長 はい。そのほかの委員さんから、取下げの件について、御意見がありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 よろしいですかね。はい。

それでは、令和3年陳情第1号複合型映画館（シネマコンプレックス）が設置できるように規制を緩和することを求める陳情についてお諮りします。本陳情について、陳情者からの取下げを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。異議なしと認めます。したがって、本陳情は取下げを承認することに決定しました。

令和3年陳情第5号千代水第二地区地区計画区域内において複合型映画館（シネコン）が設置できるよう規制緩和することを求める陳情（質疑）

◆雲坂 衛委員長 続きまして、令和3年陳情第5号千代水第二地区地区計画区域内において複合型映画館（シネコン）が設置できるよう規制緩和することを求める陳情の審査に入ります。

本陳情につきまして、委員の皆様から、まず、お一人1回ずつ、御意見などの発言をお願いいたします。順番は、自由に手を挙げて御発言いただきたいと思います。はい、勝田副委員長。

◆勝田鮮二副委員長 このたび、新しく、再陳情ということになってるわけですが、新しく出てきた、この千代水第二地区という場所が、ちょっとはっきり分かんないんですけども、何か資料がありましたら、お願いしたいんですが。

◆雲坂 衛委員長 はい。事務局、執行部のほうで、今、勝田副委員長から、千代水第二地区の場所が少し分かりにくい、分からないということだったので、資料の準備を、こういった発言があれば、資料がありますので、資料を配ることを、皆さんにはお諮りしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。では、執行部、関係資料をお配りしていただいて、御説明をお願いします。永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井です。千代水第二地区といったこの場所が分かりにくいといったところでございまして、そちらのほう、今、お配りいたしました資料の4ページ、御覧ください。はい。そちらのほうで、千代水第二地区、こちらの色がついてるところ、こちらの地区、南隈とか晩稲とか、その周辺、こういった区域が、千代水第二地区といったところでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。勝田副委員長、よろしいですか。場所が分からないということで、資料で説明いただきました。勝田副委員長。

◆勝田鮮二副委員長 資料提供ありがとうございます。この4ページのピンク色のとこですか。何色、黄色もあるし、黄色は住宅地のほうか。ピンク色ということで判断したらいいですか。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井です。千代水第二地区といった場合には、この色が塗ってある全体の地区が、千代水第二地区の地区計画の区域といったところになります。全部色が、全て塗ってあるところが、先ほど言いました千代水第二地区の地区計画区域の範囲といったところでございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、勝田副委員長。

◆勝田鮮二副委員長 そうしますと、このピンク色、黄色、ブルー、緑は緑地ってなってますから、これを全て言うということですね。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井です。そのとおりでございます。

◆勝田鮮二副委員長 分かりました、はい。

◆雲坂 衛委員長 お昼までに、皆さん、1回ずつ御発言いただきましたですけども、昼休憩に入る前に御発言いただいて、また、昼休憩挟んで、必要であれば審議したいなと思えますけれども、いかがでしょうか。

◆山田延孝委員 ちょっとええか。

◆雲坂 衛委員長 では、はい、山田委員。

◆山田延孝委員 この千代水第二地区、この陳情者の方が、これ、湖山の方ですか、いわゆるこの、千代水第二地区、今、次長のほうから説明があったんですが、この地域に、そういうもの

を造れるようなことにしてほしいという陳情であるわけですが、例えば、今後、このシネマ関係に限らず、いろんな都市計画で規制を受けている地域もかなりあるわけですし、これに限らず、例えば、地域の人がこういう具合に、変更してほしいとか、そういった問題がこれから出てくる可能性もあるわけですしね。そういった状況の中で、その辺を十分考えながら判断する必要があるのではないかなと思ったりもするんですけども、ここは大型商業施設もあって、非常ににぎやかな場所ではあるわけで、そういったことを考えられるのも、もちろんにぎわいの創出というか、そういった観点からも、非常に、私は賛成ではあるわけですが、他の地域が、いろんな都計上の制約を受けている地域の方が、ほかのいろんな要求や要望を、鳥取市に出される可能性もないことはないわけでありまして、その辺との整合をどう図っていくのか、ここだけはオーケーだけど、あとはなかなか難しいよというようなことが言えるのかどうか、その辺もちょっと心配をしておるんですけど、その辺どうですかね。

◆雲坂 衛委員長 山田委員、意見ですか。

◆山田延孝委員 意見です。

◆雲坂 衛委員長 意見ですかね。はい。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 ちょっと、その山田委員の御発言に関連してなんですけども、この今回の陳情書にも書いてありますけども、私の認識だと、この千代水第二地区の区画整理、この中が、都市計画区域で準工業地域だと。ある意味、この準工業地域っていうのは、何でも、大方の施設であれば自由に建てれるとこなんだけど、この地区計画なるものを、地元のほうが、地元地域の方が提案をされて、ある意味、何でも建てれる準工業地域内に縛りをかけて、こういった用途に使っていくような形で定めがなされていると。ある意味、この地域の意向といったものが、大きくこの用途制限については絡んでくるんじゃないかなというふうに認識してるんですけども、ちょっとその点が、立てつけですよ、この大きな都市計画区域、その上に地区計画がある、その関係性っていいですか、その辺のところを、ちょっと執行部の方に、正しい認識っていうか、私はそういうふうに認識してるとこなんですけども、その辺のことを、ちょっとお伺いしたいなと思います。

◆雲坂 衛委員長 準工と、地元の規制と。

◆前田伸一委員 地区計画。

◆雲坂 衛委員長 地区計画の立てつけ等をお聞きしたいということでしたけれども、よろしいですか。はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。当該地区につきましては、千代水第二地区地区計画が定められているところでございます。この中で、映画館、劇場だとか、演劇場、観覧場、ナイトクラブなどは建てられないといったような制限がなされていると。これにつきましては、地区計画は、地元、地権者を含んだところでございますけれども、そちらとの協議を行いまして決定したといったようなもので、制限が今現在かかっているといったところでございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 ということは、この千代水第二地区というのは、地元から話があって、市の都市計画審議会、ああいったところで決定したというか、地元のほうから上がってきてという形じゃなくして、この全体を、この土地、何ていうんですかね、計画する段階で、鳥取市と地域の皆さんが協議をする中で決めていったものであるといったことでよろしいのでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。先ほど言われたとおりでございまして、地区との協議をしながら、こういった規制といったものがなされたものでございます。以上でございます。

◆前田伸一委員 はい。分かりました。

◆雲坂 衛委員長 まずは、1回、昼休憩を挟む前に、独立した意見を言っておきまして、午後からは、その前に言った意見に関連するような形で分けていきたいなど。引っ張られるわけではなくて、今は独立した意見ですね。先ほど、前田委員が、山田委員さんのということをおっしゃいましたけれども、2月議会から送って、その間、皆さん、どういうことを考えられたのか、御発言をお願いしたいなと思います。

◆岡田信俊委員 いいですか。

◆雲坂 衛委員長 はい、岡田委員。

◆岡田信俊委員 はい。岡田です。市長の回答にもあるように、映画館の立地につきましては、民間企業に事業主体となっていただくものであると考えており、具体的にそういった話があれば、本市としても協力等をさせていただけるものではないかと考えているということで、反対するものではないということは、基本的に私も同じなんですけど、いわゆる南北線が通ることが予測されるわけで、まだはっきりしとらんところですけども、その南北線の都市計画の決定がされることによって、この地区計画が変わってくるというか、見直すということもあるわけですかね。

◆雲坂 衛委員長 質問でよろしいですか。

◆岡田信俊委員 はい。質問です、はい。

◆雲坂 衛委員長 はい。南北線によって、地区計画が変更になるのかと、今かかっている規制ですね、準工や地区計画はどうなるのかと。今の時点で、なかなかあれですけども、執行部のほうも答えづらいかもしれませんが。そこは、これから南北線の、自分の意見言っているのかな、素案が示されて、今、これからですね、都市計画審議会にかかろうとしている中なので、その回答を待たないと分からないということなのか、そういったところの話を、市の考えというよりも、どういう手順でどうなるのかということが分かれば。お答えできますか。できなかつたら、あれですけども。

私が、今、ちょっと補足したように、なかなか都計審の前に言いにくいとのことですけども、意見ということでもよろしいですかね。はい。では、今御発言されてる吉田委員さん、いかがでしょうか。手を挙げていただいて。

◆吉田博幸委員 はい。

◆雲坂 衛委員長 はい。じゃあ、吉田委員さん、お願いします。マイクのスイッチをお願いします。

- ◆吉田博幸委員 懸念されるのは、山田委員とか、前田委員も言われましたけど、そういうこともちょっと思っておりますし、それから、この土地は、それぞれみんな、その前の集落の方が、土地持っておられるんですか。
- ◆雲坂 衛委員長 質問ですね。
- ◆吉田博幸委員 うん、執行部にな。
- ◆雲坂 衛委員長 答えれますか。はい、永井次長。
- 永井利幸次長兼都市企画課長 はい。その後、その土地の所有がどう変わったかっていうところについては、その後については、承知してないところでございます。
- ◆雲坂 衛委員長 これもう何年もたつもので、今どうなってるのかということがおっしゃるには……。
- ◆吉田博幸委員 いや、っていうのがな。
- ◆雲坂 衛委員長 はい、吉田委員さん、はい。
- ◆吉田博幸委員 はい。今までも、パチンコ屋さんが出てきたりとか、それから、ボートの場外馬券場が出てきたりとか、パチンコ屋は、結局、都市計画審議会、なかなか通らなただけでも、場外馬券のほうは、集落のほうの人がお願いしてきんさったわけだけえ、問題なかったわけだな。地権者の方がな。だけえ、そういうようなこともあるけえ、地権者の方が、今でも集落のほうの方が持っておられるんか、そういうようなことも、ちょっと重大なことになってくると思うし、さっき岡田さんが言ようられたんも、結局インターチェンジができればね、大抵の都市のそのインターチェンジの周りは、ホテルがぼこぼこできとるだっちゃん。鳥取市もそりゃあ、そういうような形にせないけん、全体の中で、警察もいろいろ、こう入ってきんさるんでしょ。そうしたら、そういうようなことも予測されるということになりますわな。だけえ、1か所だけ、ここだけを外してどうかこうとかっちゅうことじゃなしに、市も全体を見て判断されないけんと思うし、何だあちょっとこの提出者の方なんかは、後ろに隠れとって、何だ、ちょこちょこ ちょこちょこしょうんさるような感じがして、ちょっと感じがよいだけだな。映画館できるのは賛成だけでも、何だあ、やり方がちょっと、ちいと後ろに隠れとって、ちょこちょこ、前面に出て、わしがやりますけえとかいうようなことじゃないんだけな、これ。ちょっとそういうところを心配してます。以上です。
- ◆雲坂 衛委員長 はい。心配されていたという感想でした。はい。ほかに。ちょっと今、12時過ぎましたけれども、1回ずつお願いできたらなど。太田委員、はい。
- ◆太田 縁委員 はい、太田です。まず、委員長のほうから、この陳情が、前議会、2月議会上がってきたということだったんですけど、前回のときは、設置できるように規制を緩和という陳情ですし、今回は、具体的な場所を御指摘されているので、少し陳情の内容が変わってきています。それから、地区計画というものに対して、どういった目的を持って地区計画を立ててあると。そして、その地区計画が、やはり流通拠点、先ほど吉田委員からありましたけれども、やはり、交通の結節点である流通拠点だということを、この地区計画の目的の重きにおいておられるのが現状だというふうに把握しております。

そういったこと、それから、皆さんが、今、御意見いただいたようなことを、陳情の中身が変わっておりますので、できれば後半の委員会のほうで審査をさせていただけたらなというふうに思います。以上です。

◆雲坂 衛委員長 今、太田委員のほうから動議といいますか、後半の委員会、この6月定例議会の後ろに回すということで、継審でなく、9月議会ではなくて。まずは、今議会でありましたけれども、まだ御発言されていない方が、荻野委員さんの御発言いただいてから、皆さんにお諮りしたいと思います。荻野委員さん、お願いします。

◆荻野正己委員 はい。いろいろこの間、執行部にもお聞きしたりして、この経過なり、この地域の、地区の経過なんか聞いたんですが、いずれにしても、経過があつて、今こうなつてるといふことなんですが、同じ市の方針として、もともとこういう規制がかかつたつていうのは、もともと中心市街地の活性化基本計画、30年4月の、片や、中心市街地を中心に、やっぱりやらないかんなど、そういう方針の中で、やはり郊外のこういう大型店舗なんかを規制をかけないかんじゃないかと、そういう議論があつたということだと思ふんですけども、そういう市の方針が変わつたのか、変わらないのか、少なくとも5年は徹底して、これ、やっていくんだと、中心市街地を活性させていくんだと、こういう方針がある以上、なかなかこういう点で難しいと思ふし、もう1点、ちょっと疑問に思つてるのは、この人が、じゃあ、映画館を造りたいと、だから規制緩和してくれと、こういうんじゃないですね。

◆吉田博幸委員 そうそうそう。

◆荻野正己委員 それで、その事業者が希望すれば、検討するのかどうかちゅう、その辺のこともちょっと分からないんだけど、直接そういうことを触れてない。事業者は希望してますよと、ところが、規制があつてできないんだと。だから、こういう陳情になつたんだと、そういう陳情だったら分かりやすいんですが、その辺の分かりにくさが、この陳情では、場所は、はっきりしました。もともと、大体、薄々ここだろうなというのにはあつて、いろいろお聞きをしたんですが、その辺の問題があるのかなというふうにもう少し、だからそういう点では、太田委員からもありましたので、後半の委員会までにね、その辺のこともちょっと、それぞれ会派なりで、検討を加えて、結論出せたらいいかなというふうには思ふます。

◆雲坂 衛委員長 はい。荻野委員からも、後半の委員会に、会派の意見も踏まえて、送りたいという旨の発言がありました。私、最初、皆さん独立した意見を最初に言つていただいて、お昼を挟んで、それぞれ関係する意見交換をお伝えしました。

まず、本日のお昼休憩を挟んだ後ですね、午後から、その意見の、また交換といいますか、を出されたいのか、もう後半のほうに送るのか。まず、そこをお諮りしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。意見を1回ずつ、今、単独で言つてるわけですけども、この人の意見に対して、私はこういう意見だということを、今日の午後するかどうかですね。いかがでしょうか。

今、12時5分を過ぎたところですので、1時間ほど取つて、そこから、この2件目、陳情の新規のほうをもう一度意見を話して、そこでお諮りする、後半に送るかどうかを審議するというので、一旦休憩に入らせていただければよろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。では、そのようにさせていただきたいと思います。

お昼過ぎましたので、今12時7分になろうとしている頃ですので、1時15分。よろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 1時15分再開で、一旦休憩をします。

午後0時6分 休憩

午後1時15分 再開

◆雲坂 衛委員長 はい。それでは、ちょうど15分、定刻となりましたので、再開をしたいと思います。

先ほどの続きで、陳情審査新規分、令和3年陳情第5号千代水第二地区地区計画区域内において複合型映画館（シネコン）が設置できるよう規制緩和することを求める陳情について、引き続き、委員の皆様から御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 私、午前中の話の中で、地元の意見みたいな話をさせてもらったんですけども、どうなんですかね、市の執行部のほうに対して、この映画館に関係することだけではなくして、何らかのこの都市計画の見直し、その辺の話っていうのは来てるんでしょうか。来とるんであれば、どういった内容の話が来とるんかを、来てないんであればいいんですけども。その辺、お伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井ですけれども、今現在、そのシネコンに関しての変更についての分については来ておりません。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 シネコンではなくして、言わば、この南北線が通るっていうのが、話が決まってると思うんですけども、大きく言えば、その関係で、この辺の、この都市計画の見直しについての、何か要望なり、声っていうのは出て、上がってきてるんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井です。南北線に関していいますと、南北線が通ることによって、やはり、都市の構造というものが変わってきますので、そういった場合は、必要に応じてといいますか、変更するといったようなことも考えられるといったことはあるかと思えます。

◆前田伸一委員 いやいや。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 それは市の考えなんだろうけども、地元のほうから、そういった何か、声なり、要望なりが来てるんですかということ。来てないんだったら、来てないでいいだし、来とるんだったら、大まかなことでいいんで、どういったことが来とるんか。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井ですけれども、南隈、晩稲、この地区より、福祉施設とか病院といったようなところの緩和といいますか、見直しについて、要望といいますか、そういうところはあつるといったところがございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 そういったところもあつて、先ほど永井さんがお話しされたんだけど、南北線の計画に併せて、何らかの見直しみたいなものも、市のほうで、正式決定みたいなものではないんでしょうけども、その考える余地の中に入つるとということでもいいんですかね。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井です。南北線の関係で様々な、やはり見直し等も考えられるところではございます。ただ、実際に、地区計画等を変える場合においても、地元との協議、それがやはり前提となるものでございますので、行政が勝手に実施するといったようなことはないかというふうに考えております。

◆前田伸一委員 はい、分かりました。いいです。

◆雲坂 衛委員長 はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 今回の陳情ですけど、規制緩和っていうことなんだけど、今の中でも造れないっていうことではないんですね。ただし書というか、1万平米未満であれば、可能なんですね。これ、ちょっと資料を見ると、6ページに、最後の部分であるんですが、床面積の合計が、最後の部分ね、1万平米を超えるものは駄目ですけども、逆に読めば、未満は可能だというふうに考えてもいいんですか。

◆雲坂 衛委員長 はい。永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 都市企画課、永井でございます。まず、地区計画というものと、もう1つ、最後のほうにつけておりますけれども、特別用途地区の建築条例、これは、少し種類が別なものとなります。

地区計画におきましては、それぞれ資料をお配りしておりますが、それぞれの、資料の3ページ、3ページといいますか、地区計画図というのがあり、横のところがあるかと思うんですけれども、横に、こういう黄色いところが書いてあります。それで、それぞれの地区に、一番上で、それぞれ用途地区というものが定められているところでございます。地区計画といったものにつきましては、これが基本なんですけれども、ただ、それぞれの住民さんがよりよい環境だとか、こういったものは規制してほしいといったようなものをもって、その地区の住民の方が、自分の地区はこうしたいといったようなところをもって、通常のパターン、通常のパターンっちゃうのは、黄色で規制されてるパターンですけれども、それよりもさらに厳しい規制をかけて、自分の住んでるまちといいますか、地域、こちらのほうを規制して、住みよいまちをつくってほしいといったものでございます。

それで、もう1つ、最後のページにつけている、特別用途地区の建築条例、こちらにつきましては、平成19年なんですけれども、中心市街地活性化基本計画、こちら、鳥取市のほうがつくつものなんですけれども、中心にある程度にぎわいを創出しようといったところであり

ますけれども、この条件の1つといたしまして、広域的に都市構造やインフラに大きな影響を及ぼす大規模な集客施設、これの郊外への拡散を制限したものでございます。中心市街地の活性化を図るといった意味で、この条例を定めて、特別用途地区といったことで定められたものでございます。これにつきましては、具体的にいきますと、準工業地域、こちらについて、店舗だとか、飲食店だとか、映画館、劇場など、この用途に供するものにつきまして、延べ床面積の合計が1万平方メートルを超えるものは、建築できませんよとしたといったものでございますので、また、この地区計画といったものと、今回の特別用途地区といったところで、映画館とかにつきましては、規制がかかるといったところの、言わば、二重の縛りといえますか、二重の制限がかかるといったところでございます。以上であります。

◆雲坂 衛委員長 はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 もっとずばっと言ってもらっていいんですけど、規制がかかっているから、こういうことがあっても駄目だという理解でいいということですか、今の段階では。だから、あるように、だから陳情になってるんだというふうな、理解でいいんですか。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。

◆雲坂 衛委員長 マイクを。

○永井利幸次長兼都市企画課長 まず、はい。都市企画課、永井でございます。まず、地区計画で、映画館というものが制限がかけられておるといったことでございます。また、さらに、その上に、1万平方メートルを超えるものについて、特別用途地区といったことで、制限がかかるといった意味で、2つの制限がかかっているといったところでございます、はい。

◆雲坂 衛委員長 はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 はい。そういうことがあるから駄目なんだと、この地区ではということ、そういうことだから、陳情が出たと理解していいんですかっていう、それは、そういう理解でいいんですね。

◆雲坂 衛委員長 陳情は文面審査なので、文面から読み取れるところなので、執行部は、多分、今の答えにはお答えできないかなと。ただ、永井次長が言われるには、2つの制限があって、1万平米以上、1万平米未満だと地区計画解除でできるけれども、平米以上、だから、事業者がどこに建てたいかによって、1万平米以上になるか、ならないかっていうのがあるので、そこも分からないですし、今回、陳情者は、その提案、事業提案されてる方でもないしというような議論が前半にもあったと思いますけれども、そういった御理解かなと思いますけれども、よろしいですかね。荻野委員。荻野委員、どうぞ。

◆荻野正己委員 質問の意味が理解されていないかなと思ったんですけど、単純なんです。要は、駄目だから、陳情の背景ね、もし、こういう例外っていうか、1万平米以下のもので認められるということであつたら、あえて陳情を出す必要はないんじゃないかと僕は思ったんです、単純にね。けども、そういう、今言われたような説明で、いずれにしても駄目だということ、だから、その陳情者が陳情を出されたんじゃないかと、そういう理解でいいのかなという単純な疑問なんです。

◆雲坂 衛委員長 はい。これ、執行部に出したわけではなく、議会に陳情に來られて、議会としてどう判断するのかということですので、市民から選挙で負託を受けて、こうする、特に、常任委員会で、今、議会に振られて、担当委員会が建設水道委員会になってますので、その議員の皆さんが必要だと思ふのか、どうなのかというので、今、執行部に確認をしながら、議員として、議会として、今、審査をしているということをお願いをしたいと思ふます。はい。はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 はい。よく分かるんです、そのことはね。分かるけども、疑問として湧いたから、どなたか分かる方で返事していただいたら、別に、執行部がってということじゃなくてね。いや、皆さんは、そのことを分かっておられるのかなと、皆さんにお聞きしていると、確認の意味で、はい。

◆雲坂 衛委員長 自分は委員長なので、なかなか発言しづらいところがありますんで、どなたか知っておられたら御発言いただきたいですし、なければ、あれですけど。

議論をして、こうやって意見等をおっしゃっていただく中で、より共通認識が深まってきてるなどというのはありますし、事業者がどこに建てたいのかで、その地区計画だけでいいのか、それとも、1万平米になるので、上位のその計画の変更が必要なのか、そうすると市役所の考えも必要だし、あと都計審の、または、地区の協議が必要だしというような、地区計画だけで、もし1万平米未満でするんであれば、それでも市が入って、地区の協議が必要じゃないかというような回答もありましたし、そういう中で、場所は大体、規制の場所は分かったけども、事業者がどう思っているのか、事業者の希望がどうなのかというのがまだ見えてない中で、そこは、陳情者ではありません、今回違いますので、ある市民の方が、鳥取市に、特に、この地域にということを取下げをされて、特定をされて、ここに造ってほしいという審査になったと、陳情になっているという認識でありますけれども、お昼からですね、それぞれ御意見いただいておりますけれども、まだ午前中、ちょっと私が遮ってしまったところもあるかもしれませんし、御発言されたい方、それを受けて、動議が2件ありました。後半に送るのかどうかというのを、もしくは、いや、この場で採択・不採択を決めたい。どっちにされたいかでお諮りをしたいと思ふますけれども、御意見がありますか、ほかに。

◆勝田鮮二副委員長 いいですか。

◆雲坂 衛委員長 はい、勝田副委員長。

◆勝田鮮二副委員長 私は、基本的には、この陳情に賛成するんですけども、前回も言いましたけど、皆さんの意見も、前は、することはいいんだと、ただ、場所が分からんということで、今回恐らく取下げされて、新しく場所を書かれたものを陳情として出したということだろうと思ふので、ただ、この施行も、もう既に70年とか50年経過してますし、やっぱり世の中はどんどん変わってきてますから、今の時代に合わせたような、やっぱり緩和っていうのは、必要だろうなというふうに私は思ふます。だから、どういうふうに緩和したらいいのかというのはちょっと、これはまだ分かりませんが、再度、その辺を踏まえて、私も後半でいいと思ふます。

◆雲坂 衛委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 では、御意見がなければ、動議のありました、後半に送るというものをお諮りしたいと思いますけれども、よろしいですかね。

それでは、本定例会中に、もう1日建設水道委員会が予定されておりますので、本件につきましては、24日の委員会で、もう一度、継続審査も含めて審議することとしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。全員賛成ということで、後半に送りたいと思います。

それでは、引き続きまして、報告第……。

○太田忠孝建築住宅課長 委員長。

◆雲坂 衛委員長 そうですね、はい。訂正があるようでして、太田課長、どうぞ。

○太田忠孝建築住宅課長 はい。建築住宅課、太田でございます。先ほどの議案第79号令和3年度6月補正予算のうちの定期借地権付土地分譲事業費の御説明の中で、補正前の額と補正後の額を錯誤してありまして、補正後の額を5億3,858万8,000円と申し上げましたが、正しくは、5億5,176万5,000円でございます。おわびして訂正させていただきます。

◆雲坂 衛委員長 はい。では、訂正がありました。皆さん、該当箇所のページを開かれてなかったと思いますけれども、読み違いがあったということですので、御了承いただきたいと思えます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆太田 縁委員 数字は合ってたですね。

◆雲坂 衛委員長 はい。

報告第3号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 それでは、引き続きまして、報告第3号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分を御説明ください。はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。報告第3号繰越明許費繰越計算書、都市整備部の所管に関する部分について、説明させていただきます。付議案では56ページになります。資料3を用いて説明させていただきます。資料3でございます。

都市整備部全体の繰越明許費につきましては、3ページの下段を御覧ください。令和2年度予算額11億6,719万9,000円のうち、繰越明許費5億937万8,149円について、各所属課から報告させていただきたいかと思っております。

最初に、都市企画課分の繰越明許費について説明いたします。ページ数につきましては、2ページ、はい、1つ戻ってやってください。上段でございます。急傾斜地崩壊対策県営事業負担金、地図情報デジタル化整備事業、都市再生整備事業（気高地区）及び県営街路事業負担金の4件でございます。

各事業の説明をさせていただきます。4ページを御覧ください。急傾斜地崩壊対策県営事業負担金でございます。こちら、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の鳥取市の負

担金でございます。今回繰越しを行う箇所は、繰越しの記載がある水色で囲ったところですが、26事業でございます。令和2年度予算額8,248万9,000円、繰越明許費3,907万9,514円となります。

次に、5ページを御覧ください。地図情報デジタル化整備事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国3次補正））でございます。こちら、航空写真により、最新のデジタルデータによる鳥取市全域の基本図を最新化し、公開型GISの機能改良を図ることで、利用者の利便性向上と、利用者が来庁することなく、必要な情報を得られる環境を整備し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るものでございます。令和2年度予算額7,784万7,000円、繰越明許費、同額でございます。全額を繰越明許費として計上したものでございます。

次に、6ページを御覧ください。都市再生整備事業費（気高地区）でございます。こちら、市道勝見浜村線改良整備工事において、列車見張員の手配に不測の日数を要したこと、また、工事を繰り越したことによりまして、事後評価支援業務の実施についても繰り越すものでございます。令和2年度予算額5,139万3,000円、繰越明許費3,257万円でございます。

次に、7ページを御覧ください。県営街路事業負担金でございます。県が実施する県営街路事業に要する経費の鳥取市負担金でございます。今回繰越しを行う場所につきましては、黄色の網かけがしてある3事業でございます。令和2年度予算額5,710万円、繰越明許費3,929万3,999円でございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。資料3の2ページ中段、路線バス利便性向上支援事業（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）でございます。説明資料は、同じく資料3の8ページ、付議案ですと46ページ、繰越計算書の総務費、総務管理費の下から2番目となります。令和2年度9月補正予算に計上させていただきました新型コロナウイルスの影響で、利用が低迷しております路線バスの利便性を高めまして、利用回復を図るため、県東部のバス路線への番号設定と、それから、鳥取バスターミナルの案内表示板の改良を実施し、年度内の事業完了を目指しておりましたが、秋からの新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けまして、路線番号の設定をお願いしておりました名古屋大学の先生との協議に日数を要しまして、年度内に案内表示板の改良を完了することが困難となりました。このため、今年の2月の委員会でも御説明させていただいたとおり、最終予算額228万円に対しまして、執行済みの78万3,000円を差し引きました149万7,000円を繰越しさせていただいております。財源は、全額国の臨時交付金でございまして、事業完了は、今年の9月を予定しております。交通政策課は、以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、有本課長。

○有本公博中心市街地整備課長 はい。中心市街地整備課、有本でございます。引き続きまして、2ページの下段になります。まちなかデジタルサイネージ設置事業、及び、まちなか情報誌発行支援事業、いずれも新型コロナの対応地方創生臨時交付金となります。まちなかデジタルサイネージにつきましては9月補正で、情報誌につきましては2月補正ということで、いずれも、国の補正に対応するものということで計上させていただきました。デジタルサイネージは489

万5,000円、まちなか情報誌は126万5,000円、いずれも全額令和3年度に繰越しというところでございます。詳細は、9ページと10ページでもって説明をさせていただきます。

まずは9ページ、デジタルサイネージでございます。実はこれ、現在、駅の南口で工事を実施中でございます。設置完了イメージは、その写真のとおりでございます。少しちょっと大きめには書いてありますけども、大体高さが2メートルぐらい、横幅が約1間の大きさになる予定でございます。この本庁舎の東と西に、1台ずつデジタルサイネージが設置してありますが、あれの下半分がないものというふうにイメージをしていただければよいのかなというふうに思っております。順調に行きますと、今月中に完成をする予定でございます。今の予定では、7月の1日に、市長、雲坂委員長もお招きをいたしまして、簡単な除幕式をやるというふうに考えておりますので、御承知方よろしくお願いをしたいというふうに思います。繰越し理由につきましては、コンテンツ作成に不測の日数を要したものであるということでございます。

続きまして、10ページでございます。2月補正で計上させていただきました、まちなか情報誌の発行支援事業であります。現在、紙媒体の「わか」でもって、まちなか情報を発信しておりますが、時代は、やはりデジタルということで、このたび、デジタル版の「わか」をつくらうということでございます。主に若者向けに、リアルタイムで、まちなかの情報を全市内に発信をしていくということで、専用ホームページとフェイスブックページを中心に作成をするものでございます。今の予定では、その表の中頃にスケジュールが書いてありますが、9月には、そのページを立ち上げて、紙媒体と同時に情報を広めていきたいというふうに考えております。国の補正予算に呼応するために繰越しをするものでございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。都市環境課は、資料3の3ページになります。普通河川改良事業、図面等の説明は11ページになりますので、そちらを見ながらよろしくお願いをいたします。これは、普通河川内海川につきましては、年次的に改良工事を行っておりますけども、施工予定の区間とは別の場所が崩壊したことがありまして、崩壊が発生いたしましたので、施工区間の計画見直しを行ったものでございます。見直しをするに当たりまして、地元との協議とか、設計の変更の不測の日数を要して繰り越したものでございます。繰越額は1,370万円でございます。

続いて、治水対策事業になります。図面等は12ページになります。これは、普通河川宮ノ谷川の浸水対策工事でございますけども、浸水被害を解消するために、道路内にU型水路を施工する工事でございます。令和2年9月の豪雨によりまして、災害復旧事業等の影響によって、本工事に使用する、このU型水路の製品が、製造が遅れたことが原因でございまして、年度内完成が困難になったといったことで繰り越したものでございます。繰越額は500万円でございます。

続きまして、公園衛生環境対策事業でございます。図面は13ページ等になります。これは、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、国の3次補正に呼応し、公園内の水洗器具を自動水洗に交換するものでございますけども、適正工期を確保するために繰り越したものでございます。繰越額1,044万円でございます。

続いて、公共土木災害復旧事業でございます。図面等は14ページになります。これは、令和2年の9月26～27日にかけて発生した豪雨により、被災した河川の復旧を行うものでございますけれども、これも適正工期を確保するために繰り越したものでございます。繰越額 3,448万4,000円でございます。

都市環境課の繰越額合計でございますが、6,362万4,000円でございます。都市環境課は、以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。道路課の繰越明許費繰越計算書について御報告します。付議案は56ページとなります。資料3の3ページ下側が、道路課の繰越額となっておりますし、図面としては、資料3の15ページから御覧ください。

道路空間画像診断A I事業（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国3次補正））です。内容は、道路空間をA Iにより判断するシステムを鳥取大学と共同研究する費用と、それを取り込む装置、車につける装置の費用160万です。繰越額が確定したので、御報告させていただきます。

引き続きまして、16ページを御覧ください。社会資本整備総合交付金事業として、黄色となりますが、市道下砂見1号線・倉内橋ほか2件、3,677万2,524円。防災・安全交付金事業として、水色となりますが、吉成的場線ほか5路線、1億2,251万8,040円。社会資本整備総合交付金事業（国3次補正）として、緑色となりますが、布袋工業団地線5,140万円。防災・安全交付金事業（国3次補正）として、ピンク色となりますが、下善田露谷線ほか2路線、2,070万円となります。現在は、国の3次補正分につきましては、全て発注済みとなっております。なお、繰越した案件につきましては、高津原線については、保安林の解除で国と県と協議が現在まだ進行中ですが、残りの工事については、現在工事は終わって、今度、変更して検査待ちという状態となっております。

引き続きまして、資料3、17ページを御覧ください。公共土木災害復旧費（補助災害復旧費）として、川奥線1,631万6,072円。繰越額が確定したので、御報告させていただきます。

道路課、繰越額合計2億4,930万6,636円となります。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等がございましたら、順次御発言ください。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。資料3の6ページのこの列車の見張員の手配調整ということなんですけれども、この列車の見張員っていうのは、何か特別な資格といいますか、限られた人数しかなくて、この手配の調整が遅れたのか、ちょっとこの列車の見張員の、どういった方なのかっていうのを教えていただけたらと思います。

◆雲坂 衛委員長 はい、永井次長。

○永井利幸次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、永井でございます。この列車の見張員、特別に資格を持った者でないとできないといったことになっております。そのときに、ほかの工事等の重なりもございまして、その手配ができなかったといったことによって、工事のほうが遅れたといったことでございます。以上でございます。

◆前田伸一委員 はい、いいです。

◆雲坂 衛委員長 はい。その他、委員のほうで質疑等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

報告第8号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 では、次に、報告第8号専決処分事項の報告についてを御説明ください。はい、太田課長。

○太田忠孝建築住宅課長 はい。建築住宅課、太田でございます。では、報告第8号専決処分事項の報告、市営住宅の明渡し、未納家賃・駐車場使用料及び損害賠償金の支払い請求訴訟に係る専決処分について御説明いたします。資料3の18ページを御覧ください。付議案では81ページとなります。

事項といたしまして、訴えの提起。専決処分日が、令和3年5月7日専決でございます。

提起の概要でございます。訴えの相手方は、鳥取市佐治町大井139番地3市住3-2号に同居している方でございます。

請求債権ですが、小集落改良住宅大井団地59-3棟2号及び駐車場の明渡しを請求。同住宅の未払い家賃10万9,435円の支払い。この未払い家賃については、総額で64万935円ございますが、そのうち53万1,500円につきましては、令和2年の9月29日付で、裁判所に支払い督促の申立てをいたしまして、強制執行を行うことができることを証する文書、支払いの債務名義を取得済みでございます。同じく、駐車場の未払い使用料4,758円。こちらのほうも、総額2万8,258円のうち、2万3,500円につきましては、債務名義を取得しております。同損害賠償金として、月額2万3,000円及び月額2,000円を、日割りで令和3年3月18日から明渡し済み日までの支払いを求めています。

訴えの要旨でございます。相手方に対し、小集落改良住宅の明渡しを求めるとともに、当該住宅に係る未納家賃、未納駐車場使用料及び損害賠償金の支払い及び訴訟費用の負担を求めているものでございます。被告の滞納家賃については、支払い督促により債務名義を取得しました。その後、相手方と面談し、一部納付の約束をするも不履行という状況が続いており、新規発生した当該家賃についても納付がないため、やむを得ず、令和3年3月17日付で賃貸契約を解除するも明渡しされない状況が続いており、本訴えを提起したものです。

訴訟遂行の方針でございますが、鳥取市都市整備部建築住宅課職員、総務部税務・債権管理局収納推進課職員を指定代理人として、訴訟の進行に応じ、適切な処置を取ります。必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解します。裁判に不服があるときは、控訴及び上告をします。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等がございましたら、順次発言ください。はい。

◆前田伸一委員 いいですか。

◆雲坂 衛委員長 前田委員、はい。

◆前田伸一委員 はい。この相手方の方ですけども、この方、何か背景っていいですか、事情があつてこういった形になってるのでしょうか。それとも、単純に悪質といいですか、こういった形になってるのか、その辺を教えてくださいませんか。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田課長。

○太田忠孝建築住宅課長 はい。建築住宅課、太田でございます。収入はある方でして、収入があるにもかかわらず支払いしていただけないというような方です。

◆雲坂 衛委員長 はい。よろしいですか、前田委員。はい。その他、質疑等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。よろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

鳥取市営住宅長寿命化計画の見直し（案）について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 それでは、引き続きまして、その他報告として、鳥取市営住宅長寿命化計画の見直し（案）について御説明ください。はい、太田課長。

○太田忠孝建築住宅課長 はい。建築住宅課、太田でございます。引き続き、よろしくお願いたします。では、その他といたしまして、鳥取市営住宅長寿命化計画の見直し（案）について御説明いたします。資料3の19ページを御覧ください。

まず、計画の目的ですが、中長期的な事業計画のマネジメントを行いながら、市営住宅の維持管理、更新費用であるライフサイクルコストの縮減を図り、市営住宅の役割を果たすための良質なストックを形成することを目的としています。国から示された公営住宅等長寿命化計画策定指針では、計画策定後、おおむね5年ごとに計画の見直しをすることとされており、平成28年3月の前長寿命化計画から5年を経過したため、令和2年度に計画の見直し案を作成し、今年度、計画の見直しを行いたいと思っているものです。

本計画は、市が所有する市営住宅、これ、市営住宅と改良住宅、特公賃・勤労者・若者向け住宅等がありますが、を対象として、今後30年の必要な管理戸数を推計するとともに、令和3年～令和12年度の10年間の事業計画を見直したものです。

20ページを御覧ください。見直し計画の概要ですが、令和8年度～令和12年度の5年間の事業計画を追加しました。これは、玄好団地、田島団地と、徳吉団地のR16棟・18棟についての改善事業を計画しました。長寿命化計画の見直しで、建て替え事業を予定していた亀井・浪花団地、徳吉団地については、事業方法の検討、仮移転先の調整や民間事業者の意見等調査するための準備期間を確保し、事業着手時期を令和8年度へ修正いたしました。国の長寿命化策定指針で示された公営住宅ストック推計プログラムに基づき、鳥取市人口ビジョンの将来推計人口を使用して世帯総数を算定し、市営住宅での対応が必要な管理戸数を推計しました。

次に、市営住宅の現在の状況ですが、令和2年4月1日現在の市営住宅の管理戸数は、20ページ下段の表のとおり、市営住宅・改良住宅が2,078戸、特公賃・勤労者・若者向け住宅が67戸の合計2,145戸となっております。

続いて、21 ページを御覧ください。鳥取市人口ビジョンの将来推計人口を基に、公営住宅ストック推計プログラムによって推計した、各年度の世帯数の表です。前回の長寿化計画では、おおむね令和17年までは、世帯数は現状維持し、その後は減少が見込まれるとしていましたが、今回の推計では、将来世帯数は、令和2年度の7万5,893世帯から、緩やかに減少傾向が続くという結果になりました。

続いて、22 ページを御覧ください。世帯数を基に、公的賃貸住宅及び低家賃の民間賃貸住宅での住居確保が必要となる住宅困窮世帯を算出すると、令和12年度で4,765世帯、令和22年度で4,341世帯、令和32年度で3,827世帯と推計されます。

続いて、23 ページを御覧ください。住宅困窮世帯数を基に、本市の目標管理戸数を算出すると、令和12年度で1,910戸、令和22年度で1,708戸、令和32年度で1,478戸と推計されました。市営・改良住宅戸数が推計されたことで、本市の10年計画の末である令和12年度末の事業計画に係る市が所有する目標管理戸数は、住宅困窮世帯を対象とした市営と改良住宅を1,910戸、中堅所得者を対象とした特定公共賃貸住宅、市営住宅の入居対象とならない住宅に困窮する勤労者を対象とした勤労者住宅、住宅に困窮する若者を対象とした若者向け住宅の合計64戸、災害時緊急用、改善・建て替え工事による住み替え用空き家確保分の100戸の合計2,074戸と計画しました。

続いて、24 ページを御覧ください。次に、事業手法の判定です。事業手法には、計画的に修繕し、現状維持する維持管理。躯体の安全性の確保や居住性向上に係る高齢化対応、室内の快適性を向上する省エネ対応などを施し、性能を発揮できる状態に改善する改善。除去し、その土地の全部または一部に新たに住宅を建設する建て替えの3つがあります。

25 ページ、26 ページの事業手法の判定フロー図に従って、事業計画方針を決定するために、1次判定で団地の管理方針と住宅の改善の必要性・可能性に基づく団地・住棟の事業手法の仮設定を行い、2次・3次判定で、団地の需要、効率性、立地等の社会的特徴や、躯体の安全性、避難の安全性、居住性について評価を行い、事業計画を決定します。

28 ページを御覧ください。判定の結果、維持管理が1,406戸、改善258戸、建て替え410戸、用途廃止9戸となり、表の下段に記載がある事業方針にのっとり事業を進めていきます。

最後に、29 ページを御覧ください。管理戸数一覧表と、令和3年度～令和12年度の10年間の事業計画の一覧です。建て替え事業といたしまして、令和2年度～令和4年度で事業実施中の河原長瀬団地、令和8年度～令和12年度で事業実施予定の福部浪花団地及び徳吉団地、改善事業といたしまして、令和3年度～令和8年度で事業実施中の計画の徳吉団地、令和4年度～令和5年度で事業実施予定の気高西浜団地、令和9年度～令和12年度で実施予定の徳吉団地、令和10年度～令和11年度で事業実施予定の玄好団地、令和11年度～令和12年度で実施予定の田島団地となっております。すみません、先ほど、令和3年度～8年度で事業実施中は、徳吉団地ではなく、大森団地の間違いです。失礼いたしました。以上の事業計画を立てました。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等がございましたら、順次御発言ください。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。これ、概要ということだと思うんですけども、こうした結果が出てきた、何ていうんですかね、その中身、検討内容っていうようなものは、製本のベースでは出てくるんですか。例えば、その後、これについては、こういった建て替えなり、改善なり判断されて、こういった結果になったということしか書かれてないんですけども、きちっとした、この長寿命化計画の製本された内容には、それなりの根拠っていいですか、そうした考え方なりっていうのも書かれてくるような格好になるんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田課長。

○太田忠孝建築住宅課長 はい。建築住宅課、太田でございます。これが、前回の長寿命化計画ですけど、出来上がった計画については公表させていただいております。ただし、バックデータについては、公表はしておりません。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 ちょっと、では、今お話を伺った中で、特にこの計画に関係してくる生活困窮世帯の見込みですよ、2050年に3,827世帯ということになってるんですけども、この推計というのは、どういった形で出されたのか教えていただけますか。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田課長。

○太田忠孝建築住宅課長 はい。建築住宅課、太田でございます。住宅困窮世帯の推計方法ということですけど、まず、鳥取市の人口ビジョンの推計を基に、その当該年度の総世帯数を算出します。その総世帯数から世帯数推計に、家計調査年報、これ、総務省の統計局が出してるものですけど、これの数字を利用して、住宅困窮世帯を推計しております。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。分かりました。そうした鳥取市の人口ビジョンをベースに出してきてるんだということですね、分かりました。

では、その次なんですけども、この計画の20ページの中に、この計画の見直しの概要ということで、るる書かれてまして、福部の亀井団地、浪花団地、あと鳥取の徳吉団地、事業方法の検討、仮移転先の調整、民間事業者の意見等調査と、このために準備期間を確保し、事業着手時期を令和8年度へ修正というふうに書かれてるんですけども、ちょっと、たしか浪花団地については、今の計画では、もう既に、令和3年度では、着工してるような格好になっと思ったと思うんですよ。なので、本来ではあれば、この事業方法の検討であるとか、仮移転先の調整であるとか、民間事業者の意見等の調査というのは、既に終わっとらないけん話だと思うんですよ。これ以外にも様々な要因があるんでしょうけども、住民の方は、もうかなり、福部の団地にしても、徳吉の団地にしても、かなり老朽化が進んでまして、大家さんには、本当にまともに住める環境をつくってくれというような声も聞いてるところですので、ぜひ、早期のこの整備を、これは要望をお願いしておきたいと思います。以上です。

◆雲坂 衛委員長 前田委員、先ほど、判定内容の公表とか。

◆前田伸一委員 はい。

◆雲坂 衛委員長 ここで分かるものがあるかっていうことで、報告書は出すけれども、公表はしてないということでしたけれども、資料請求とか、そういう意図ではなかったわけですね。

◆前田伸一委員 はい。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 私としては、できる限り、公表できるものは、市民の方に、公表していただきたいというふうに思うんです。市の市営住宅に対する考え方でありますとか、具体的には、先ほどもお話をしましたけども、本当だったらもう着工しとらないけんに、令和8年、5年後になってしまうというような、着工時期のずれみたいなものも出てきているので、住民の方からすれば、何でこれだけ時間がかかるのっていうようなところも疑問に思うところがあると思いますので、できる限り、公表できるものについては公表していただきたいなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田課長。

○太田忠孝建築住宅課長 はい。建築住宅課、太田でございます。そうですね、公表できるものは、できる限り公表していくように検討していきたいと思えます。

◆雲坂 衛委員長 はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 今の前田委員と関連するとか、思ったのですが、22ページですね、資料の22。住宅困窮世帯（月額所得10万4,000円未満）だと、こういうことになってるんですが、これ、非常に、こう低過ぎるんじゃないかと言われてるんですけど、これが、例えば15万ぐらいにすると、当然、数字が変わってきますよね、困窮世帯増えるわけだから。そうすると、必要戸数とか、当然、増えてくるということになると思えますけど、その辺のこと。それと、この根拠ですね、10万4,000円のこの線引き、困窮世帯の。どこから、これ出てきたんですか。

◆雲坂 衛委員長 はい、太田課長。

○太田忠孝建築住宅課長 建築住宅課、太田でございます。この10万4,000円ですね、この算出根拠を変えると、必要世帯数、困窮者数、戸数が変わるかというのと、試算はしておりませんが、変わると思えます。何がしかの数字が。それで、この10万4,000円の根拠ですけど、今、鳥取市の市営住宅に入居できる所得制限を10万4,000円としております。市営住宅に入られる方の推計ですので、この10万4,000円を使用しております。

◆雲坂 衛委員長 はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 はい。この件については、多分、一般質問で、そっちのほうで予定してますんで、その辺のことは、また詳しく分かるのかなとは思ったりするんですが、当然、ここが変われば、当然変わりますし、それは必要なことで、またぜひ、それに合わせて、あまりにも低過ぎるといのが出されてますんで、ぜひ変えてほしいし、当然、それに必要な戸数というの、これに縛られることなくやってほしいなと、検討してほしいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

◆雲坂 衛委員長 要望ですね。

◆荻野正己委員 はい、要望です。

◆雲坂 衛委員長 はい。そのほかなければ。よろしいですかね、

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

以上で、都市整備部の議案説明及び報告を終了いたします。お疲れさまでした。

議員の皆様は、引き続き、議会報告会・意見交換会について説明がありますので、その場でお待ちください。

【その他】

令和3年度議会報告会・意見交換会について

◆雲坂 衛委員長 それでは、引き続き、その他として、令和3年度議会報告会・意見交換会についてに入ります。広報委員副委員長の前田副委員長から、別紙のこの説明をお願いいたします。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。皆様には、広報委員会の委員長の西村議員のほうから、全員協議会の中で、令和3年度の鳥取市議会議会報告会・意見交換会についての開催要項ということで説明をさせていただきました。

その中で、今年度の会ですけれども、メインテーマを設定した上で、それに基づいて募集もかけていくというような考え方で、広報委員会の中でまとまったところです。そして、広報委員会の中で議論させていただいた結果、このメインテーマについては、子育てしやすいまちづくりを目指してといったことで決定をしたところです。

今回の6月議会の中で、この各常任委員会で1つ、または2つを、この意見交換会のテーマということで決めていただきまして、6月議会終わった後に、広報委員会のほうに報告していただくといった流れになっております。

お手元の資料につきましては、事務局のほうで作成していただいた資料なんですけれども、この建設水道委員会のところで、令和3年度（参考）ということを書いておりますけれども、公園整備について、交通バリアフリーについて、駅前周辺開発についてなどということ、あくまでも参考ということで、この建設水道委員会の中で、テーマについては決めていただけたらなというふうに思っております。

ちなみに、令和2年度、また、平成30年度については、お手元の資料のテーマが選ばれておりますけれども、これ、去年、令和2年度は、たしか若者とといいますか、大学生と、鳥取大学の学生さんと意見交換しましたけれども、その中で出てきた内容ですし、平成30年度については、大きなテーマを決めずに、建設水道委員会の場で、こういったことでいいじゃないかということで決まった内容のようです。

ぜひ、その辺、大きなテーマ、子育てしやすいまちづくりを目指してということ念頭に協議をしていただけたらなと思います。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。説明が終わりました。

一旦、ちょっと休憩に入りたいと思います。

午後2時20分 休憩

午後2時26分 再開

◆雲坂 衛委員長 では、皆さん、今から委員会を再開をいたします。

前田委員、ほかの委員さんも、これがいいんじゃないかということで、意見がありましたらお願いします。前田委員。

◆前田伸一委員 じゃあ、先ほど、子育て世代の方のそのインターネットの。

（「マイク入ってないんじゃないかな」と呼ぶ者あり）

◆前田伸一委員 子育て世代の方の調査などを基にすると、公園整備みたいなのところも関心があるようですので、そうしたところを入れたらいいんじゃないかなというふうに思います。

◆雲坂 衛委員長 はい。では、この3つありますけれども、1つ目が交通バリアフリーについて、2つ目が公園整備について、こういったことで2つ選定させていただいてよろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

◆前田伸一委員 バリアフリーのやつは、委員会が始まってから。休憩の中で議論があった。

◆雲坂 衛委員長 意見がありましたらどうぞ。意見がありましたら。さっき今、3つある中で選ぶんだったらこの2つかなという話で、さっき委員会の中でも、県のバリアフリーの話がありましたし、ベビーカーも関わってくるようなことですので、私の提案といいますか、交通バリアフリーを1つ目にして、公園を2つ目にする。先ほど、前田委員の調査の、インターネットの調査の関係も入れて、勘案して、交通バリアフリーが1つ目、公園整備が2つ目でよろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。では、そのように決定をしたいと思います。

それでは、事務局、ほかに何かありますでしょうか。大丈夫ですか。

○田中真一市議会事務局主事 はい。

◆雲坂 衛委員長 では、以上で、建設水道委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時28分 閉会

令和3年6月鳥取市議会定例会 建設水道委員会

令和3年6月16日(水) 10:00～
本庁舎7階 第2委員会室

水道局 (10:00～)

1. 報告

報告第 4号 令和2年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについて

2. その他

新型コロナウイルス感染症による有収水量等への影響について

下水道部 (水道局終了後)

1. 報告

報告第 5号 令和2年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについて

2. その他

新型コロナウイルス感染症の影響による下水道等使用料の支払猶予について

都市整備部 (下水道部終了後)

1. 議案(説明)

議案第 79号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】

議案第 87号 鳥取市屋外広告物条例の一部改正について

2. 請願・陳情(審査)

<陳情(継続)>

令和3年陳情第1号 複合型映画館(シネマコンプレックス)が設置できるように規制を緩和することを求める陳情

<陳情(新規)>

令和3年陳情第5号 千代水第二地区地区計画区域内において複合型映画館(シネコン)が設置できるよう規制緩和することを求める陳情

3. 報告

報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】

報告第 8号 専決処分事項の報告について

4. その他

鳥取市営住宅長寿命化計画の見直し(案)について

その他 (都市整備部終了後)

令和3年度議会報告会・意見交換会について